

第4章 計画地の現状と整備に向けての課題

第1節 本證寺境内を構成する要素の現状と課題

(1) 本證寺境内の本質的価値を構成する要素の現状と課題

① 視認できる遺構

史跡の本質的価値を構成する諸要素(P59【第3章_第4節_(2)計画地及び周辺を構成する諸要素】参照)のうちで、ここでは地上に残存する視認できる遺構(堀、石垣、土塁等や歴史的建造物)について述べる。なお視認できる遺構と連続するもので、視認できない埋没遺構についても一部言及している。

ア) 堀

堀には本證寺伽藍を囲む内堀と、百姓家や角寺から構成される寺内を囲む外堀がある。

a. 本堂がある区画を囲む内堀

内堀は湛水状態にある。寺の正面にあたる東側から北側にかけては石垣等※の護岸が築かれ、南側から西側にかけて護岸はない。本堂がある区画(以下本堂地区という)を囲む内堀(書院庭園に取り込まれている箇所は除く)は常時見学できる。なお、本堂南西に「入江」状に入り込んだ部分の評価は現時点で未解明である。

◇堀・石垣の現状と課題

東側堀石垣

➡概要と現状

- ・江戸時代後期以降のものと思われる石垣が東側の内側(北端と南端で折れ曲がる部分も含む)に残存する。寺の正門である大門が中央にあり、土橋が取り付けられている。この土橋によって堀は北と南に分かれている。
- ・方形に整形した石材を横目地を通して積む布積み(一部布積崩し)で築造しており、上部には築地塀(瓦葺きコンクリート造)が載っている。北側石垣の北端には鼓楼(基壇は石垣)が建つ。石垣は地山に据えた胴木上に石を8～9段積んでおり、高さは2～2.2m程である。基底部は堆積土で埋まっているため、渇水・灌水期にもよるが上から1～1.5mが視認できる状態である。
- ・築地塀は昭和20年(1945)の三河地震で倒壊後、昭和40年代に再築されたとみられ、明治期の古写真では同様の塀があったようである。
- ・南側の石垣は地盤強度の低下によりコンクリート塀が傾いてきたことで、孕みが生じたため、令和2年度から解体・積み直し修理を行った。
- ・北側の石垣は目立った破損はみられないが、天端のコンクリート塀にわずかなクラックがみられる。
- ・土橋側面は、平成23年(2011)に改修されている。
- ・道路側の石積護岸は昭和47～48年(1972～1973)の本證寺東側を通る市道が県道格上げに伴う整備の際に設置されたもので、本来の内堀の外側(東側の肩)は県道下に埋没していると考えられる。

※石垣・石積・石組について：石材を用いた護岸のうち、2m程度の高さを持ち、江戸時代に築かれたとみられる東側のものを「石垣」、1m程度の高さで、異なる時代の様々な積み方がみられる北側を「石積」、書院前庭園の一部となる池泉にみだた景石状に配した箇所を「石組」と呼ぶものとする。

→課題

- ・南側石垣の調査・解体により、築石の背面には石垣の裏込栗石層が確認されなかったことから、同じ構造とみられる北側石垣についても将来的に孕み等が生じる恐れがある。
- ・南側石垣の解体調査によって得られた知見と今後実施予定の北側の発掘調査成果を基に、破損原因となり得るものを取り除いていく必要がある。
- ・本堂地区の外側(堀と県道の境界)にも遺構が現存すると考えられるが、後年の石積護岸の背面に埋没しており、本来の堀幅が明瞭でなく、他遺構も潜在化しているため、調査を行い本来の堀幅等を解明する必要がある。
- ・境内に降った雨水が浸透し、地下水となって石垣の背後から堀に流れ込んでいる。裏込栗石層のない石垣にとって築石背後の土砂流出を加速させるものであり、境内の適切な雨水排水処理が必要である。

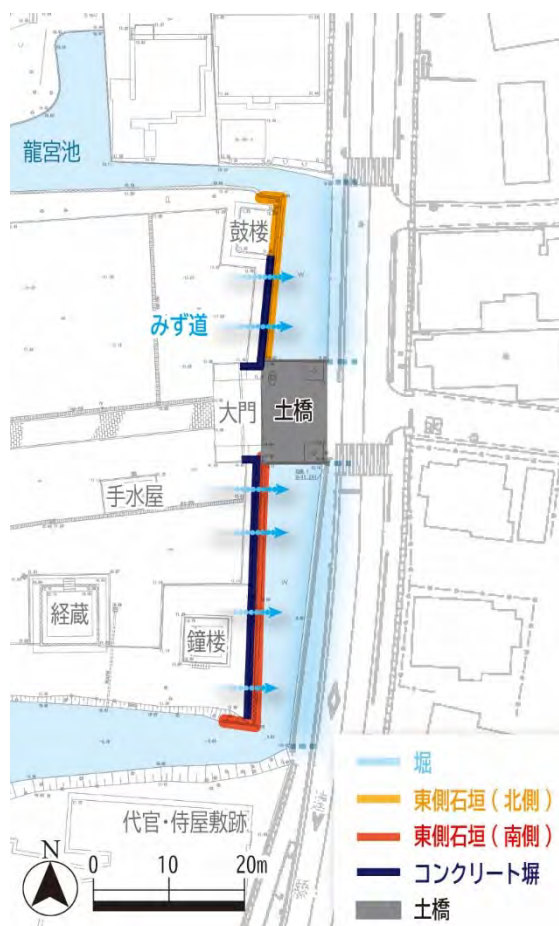


図 4-1 塀東塀平面図



東側石垣(北側)



東側石垣(南側)(修理前の令和2年撮影)



土橋



築石背後の土砂流出による空洞化



道路側石積護岸



石垣背後からの雨水流出状況

北側堀・石積(廊下以東)

→概要と現状

- ・西側は幅3m程の細い堀で、中央が北に広がり南北約20m東西約7～15mの龍宮池、東側でまた切り通し状の堀となる。龍宮池の北側と廊下までの両岸は切石に近い方形の石積で護岸されている。その他の部分は排水管などが設置された後年の石積（練積み）で、従前の護岸の状況は不明である。これら石積の高さは0.7m程度である。
- ・東端北側の民有地部分(旧民有地含む)は、コンクリート擁壁や崩れ積み(景石を重ねて積む)となっており、周囲の石垣と調和しない護岸となっている。擁壁に埋もれた龍宮池の本来の形状は不明である。

→課題

- ・様々な護岸がみられ、今後破損等が生じた際の復旧方法を景観の上からも検討する必要がある。
- ・修理等の際に、現状の石積の年代とともに本来の護岸方法、位置や形状を解明する必要がある。
- ・調査による堀(龍宮池)の本来の形状の解明と復元の可否の検討が必要である。



図4-2 本堂の北側の堀の護岸状況図



切石(谷積)



割石・切石(布積)



割石(谷積)



割石(布積) ※半円状



割石(乱積)



コンクリート擁壁

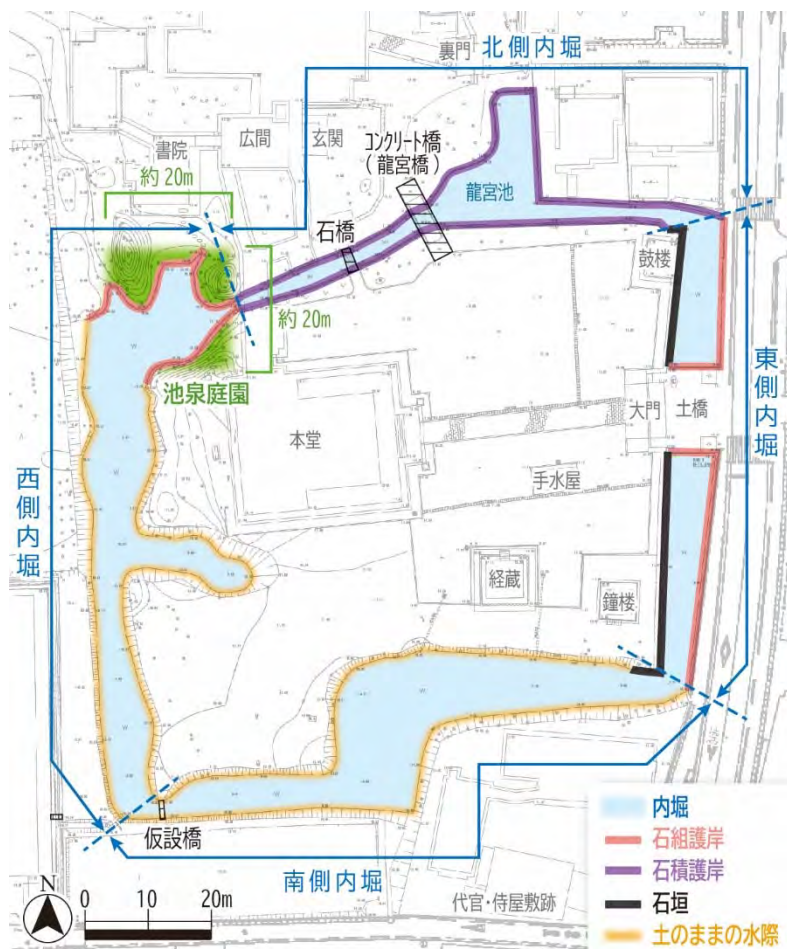
◇その他内堀の水際の現状と課題

➡概要と現状

- ・北西端部は庫裏地区にある書院に面し内堀部分の東西約20m、南北20m程度が書院前庭園の一部を構成しており、護岸は自然石の石組護岸(景石護岸)(1～2石程度)となっている。石組護岸の年代は不明であるが、書院は「伽藍絵図」に描かれている。これらの護岸に目立った破損等は見られないが、渇水期には枯葉等の堆積土が露出し、枯池状態になる。
- ・南側から西側の内堀には護岸はみられない。
- ・護岸が見られない土の岸については、現在の内堀が築造されたとみられる江戸時代後期の形状は不明である。護岸が無いため、全体的には水際の侵食が進行しているようである。特に経蔵南側の岸辺は水際に樹木が張り出しており侵食により周囲の岸が後退している状況を示している。

➡課題

- ・崖状に侵食が進行している土のままの水際については、今後とも降雨等による破損の進行が想定されるため保存策が必要である。
- ・堀の復旧に際しては、築造時の形状は解明されていないことから、まず破損の進行防止策としての保存策(遺構保存策)を講じる必要がある。なお、調査により本来の岸の位置と形状が解明されれば、調査成果を反映した修復(復元修理等)も検討する必要がある。
- ・侵食面に残存する樹木については、樹根の役割にも配慮しつつ取り扱いを検討する必要がある。



書院前庭園の石組護岸



経蔵南側の堀岸

図 4-3 本堂がある区画を囲む内堀の水際の護岸等の状況図

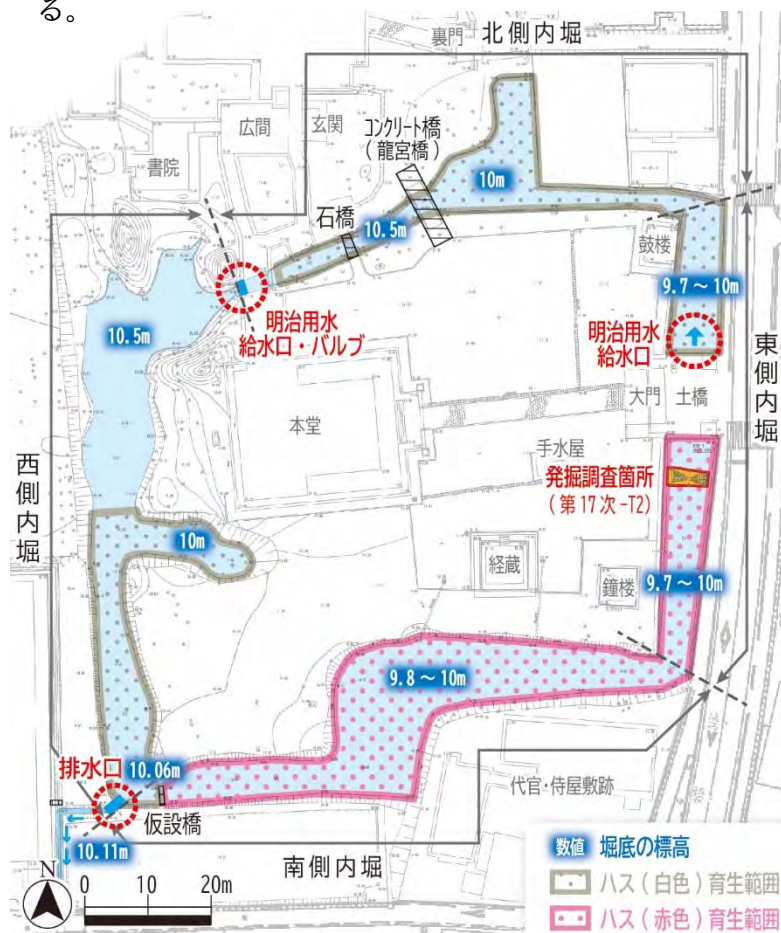
◇内堀の湛水の現状と課題

→概要と現状

- ・湛水部でハスの育成(開花期：6月下旬～8月下旬)を行っているが、水際や地下に地下茎が拡大している箇所もある。
- ・堀の土層にはヘドロやゴミが堆積し、季節によっては悪臭が発生している。
- ・数年前までは定期的に浚渫が行われていたが、現在は行われなくなった。
- ・東側堀の調査(第17次調査T2)では、堀の中央部で2.26mの堆積土があり、確認された3層のうち上層(第1層)の約0.3mは堀で栽培しているハスの育成のために毎年耕作されている。その下の第2層(約1m)のうち中位まではゴミや現代の遺物が混入していることが確認されている(P42【図3-14】参照)。
- ・湛水状態にある堀の水源は雨水の他、堀の北西部に給水口から明治用水を取り込んでおり、水位が低下した際などに供給している。
- ・現在の堀底のレベルは標高9.7～10m程度で、給水口がある北西が10.3mと最も高くなっている。
- ・堀水の排出口は南東にあるが、排水口(10.04m)の先の排水路(10.07m)のレベルが高いため排出口から逆流水がみられるなど水の循環が滞っている。

→課題

- ・ハスの栽培に際して遺構埋土層などに影響しない根茎の制限方法等を検討する必要がある。
- ・史跡景観保持のため、ゴミが堆積し悪臭の原因となっている堀の堆積土(ヘドロ等)の浚渫が必要である。浚渫に際しては遺構埋土層の保存など浚渫範囲と工法を慎重に検討する必要がある。
- ・送流水の流入防止措置と、給水と排水がスムーズに行われるよう循環方法を検討する必要がある。



ハスの開花時期（7月）



南側内堀はヘドロやゴミの堆積が顕著



排水管の管底が排水路より低いため、排水路の水位が上がると逆流がみられる

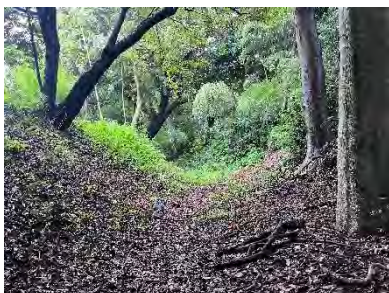
b. 庫裏がある区画を囲む内堀

→概要と現状

- ・ 現在視認できるのは庫裏を囲む区画(以下「庫裏地区」)の北半部を囲む堀(乾)である。なお、「伽藍絵図」やこれまでの調査で、西側の堀はさらに南に延びて書院前の堀部分に接続していたものとみられるが、現在は埋没して視認できない。
- ・ 庫裏地区にあり、通常は公開されていない。
- ・ 東側内堀は内土塁開口部付近の通路面より約1～2m低くなっているため堀であることがよくわかるが、西側内堀は通路部分と高低差が無い。堀の状態がよくわかる東側内堀は未調査のため時期及び遺構レベルは不明であるが、西側内堀の調査では江戸時代後期の堀造成レベルは現在の地表面下1m程にあることから、本来は西側の堀基底部はほぼ同じレベルであったと思われる。
- ・ 江戸時代後期以降の堆積土は昭和20年(1945)の三河地震の際の廃棄瓦等が大量に破棄されたものを含んでいる。現在の堀の標高は東側で約9.5m～10.4m、西側の東西方向の堀が約11.1～11.6m、西側の南北方向の堀は約10.6～11.6mで南に下がっている。
- ・ 庫裏地区の堀は公開されていないこともあり、現在は雑草・灌木等により見えにくくなっている。
- ・ 堀と土塁の傾斜面は、部分的に雨水により浸食され、木の根で維持されている箇所もある。
- ・ 堀の遺構上に生育する樹木や、堀の両側にある土塁の斜面部から堀に向かって大きく傾斜した樹木などが見られる。

→課題

- ・ 遺構上にみられる樹木や遺構に張り出すように傾斜している樹木については、遺構の保存や見学の安全上から取り扱いを検討する必要がある。ただし樹木の根は浸食防止の側面もあるので、全体としての崩落防止対策を検討する。
- ・ 埋没によって本来同レベルだったと考えられる堀基底部の高さが場所によって異なっており、現状維持を図るのか、連続性のある堀として表土の除去を行うなどしてある程度見てわかりやすくするのか、取り扱いを検討する必要がある。
- ・ 庫裏地区の住職居宅部分と隣接しており、公開に際しては範囲を限定するなどプライバシーや防犯に配慮する必要がある。
- ・ 調査により内堀の位置等を解明し、調査成果に応じた顕在化策を検討する必要がある。



西側内堀(東から)



内堀に交差に設けられた通路



東側内堀(西から)

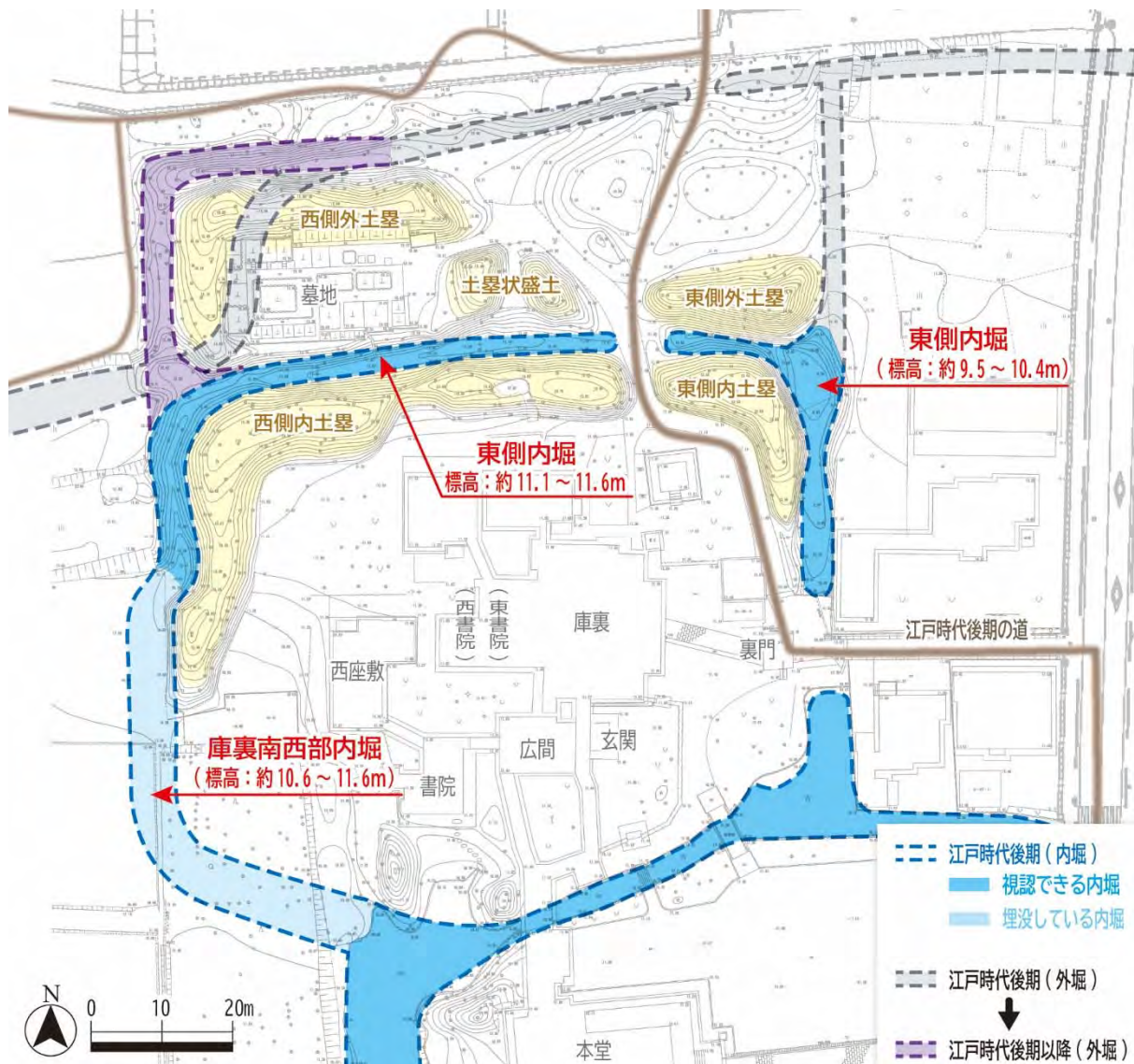


図 4-5 庫裏がある区画を囲む内堀状況図

c. 外堀

外堀はほとんどが埋没して現在では確認することができないが、本證寺現境内北側と県道東側 2 か所の計 3 か所で点的に視認することができる。

墓地周辺外堀

→概要と現状

- ・墓地の北側から西側にかけて、延長約 70 m の L 字形の堀が残存する。堀の両側は斜面（墓地側は土塁斜面）のため堀切状となり、堀であることが視認しやすい形状となっている。
- ・調査で検出された堀遺構の残存深さは 1.5～1.8m であるが、現在は深さ 1 m 程度の窪みとなっている。道としても利用可能であるが、現在は公開していないこともあり所々倒木や雑草等の繁茂が見られる。

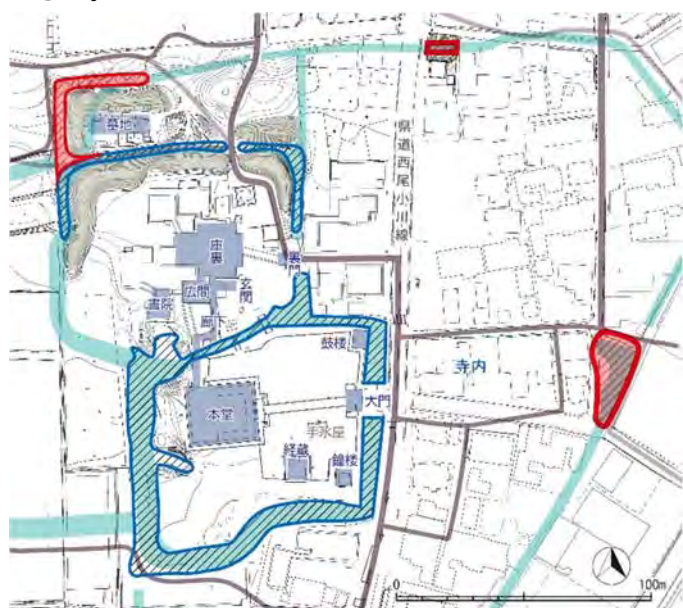


図 4-6 視認できる外堀の分布状況（赤塗り）

- ・発掘調査では戦国期および江戸時代後期の外堀は、墓地の南西から墓地を縦断するように延びるとみられることから、現存する堀は墓地の造成（江戸時代後期以降、幕末か）に伴い付け替えられたものとみられている。

→課題

- ・視認できる外堀の中では残存区間も長く、両脇の土塁等と相まって堀としての景観をよくとどめているが、現在は非公開であり、活用は十分ではない。
- ・公開・活用に際しては、戦国期・江戸時代後期の堀とは時代が異なる遺構であることの周知も必要である。

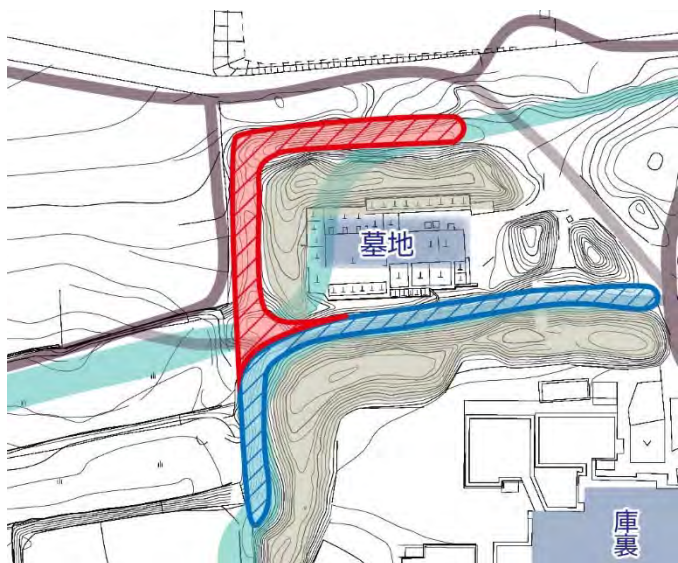


図 4-7 墓地周辺外堀現況図

赤塗り：視認できる外堀
青塗り：視認できる内堀



墓地の北側



墓地の西側

北側外堀

→概要と現状

- ・これまで調査が行われたことがなく時期及び遺構の形状が未解明である。
- ・本證寺の東側を通る県道の東脇で北側の外堀の一部を視認することができる。
- ・残存部は南北約10m、東西約13mで、中央部に向かって0.7m程低くなっており、浅い空堀状となっている。堆積土により傾斜がゆるやかになっているので、崩落、浸食は見られない。
- ・現在民有地で、草刈り等によって管理されている。堀内には「そとぼり」と刻まれた石標が建てられている。道路脇にあり常時見学することができる。

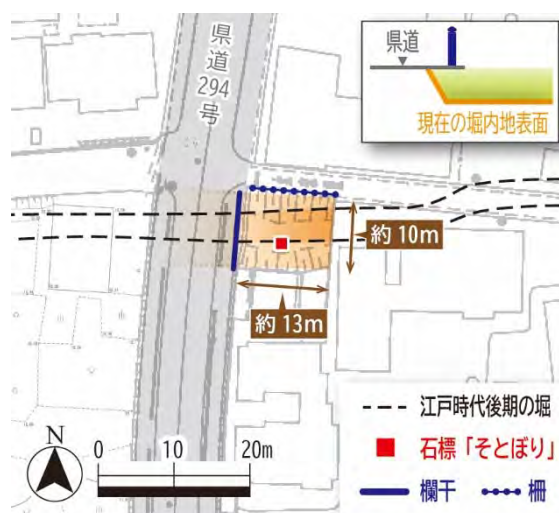


図 4-8 北側外堀現況図

- ・遺構の西側に接する道路の歩道設置に際して遺構を現状で保存するために、拡幅部分は盛土せず直上に張り出すなど配慮されている。

➡課題

- ・現状保存されており、その形状から堀として確認できるが、解説板等も無いため一般の人には遺構であることがわかりづらく、周知が十分とはいえない。
- ・未調査で遺構の状況は不明であるため、調査を実施し、成果の情報提供を行うとともに、遺構の状況に応じて堆積土をすき取るなどの顕在化策を検討する必要がある。



北側外堀で唯一視認することができる



歩道部分は張り出している

東側外堀

➡概要と現状

- ・外堀の東側出入口の南側に残存する堀で現在は池となっている。
- ・地域の共有地で、ハスの会によって除草等維持管理されている。
- ・ハスが育成されている。周囲には転落防止の柵(ガードレール)が設置されている
- ・未調査のため時期及び遺構の状況は不明である。

➡課題

- ・当該地の東側の調査で戦国期の堀が検出されたことから、残存する堀は江戸時代に改めて掘削したものとみられており、他の堀の状況と異なるなど重要な遺構といえるが、解説板等もなく周知が十分とはいえない。
- ・調査を実施し、成果の情報提供を行う必要がある。
- ・周囲に設置された白いガードレールは堀の遺構と調和しない素材・色となっている。



東側外堀で育成されているハス

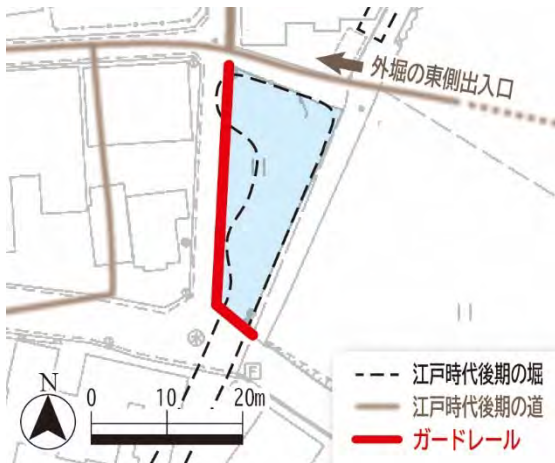


図 4-9 東側外堀現況図



ため池状に残存する外堀－景観を阻害するガードレールや侵略的外来種のキショウブがみられる

イ) 土塁

土塁はその位置から内土塁と外土塁（2か所）と呼び分けられている。内堀は庫裏地区を巡る内堀の内側にコの字状に残存している。外土塁は、内土塁の北東側に1か所（東側外土塁）、墓地の北から西側にかけて1か所（西側外土塁）残存する。

この他性格不明の土塁状の盛土が墓地の西側（2か所）、本堂西側（2か所）にある。（書院前庭園の築山として取り込まれている盛土についてはP77【ウ）庭園】参照）

→概要と現状

（土塁）

- ・土塁は「伽藍絵図」には表現されておらず、現存する土塁（内土塁・外土塁）の築造時期は不明である。これまでの調査では江戸時代以降の築造であるとみられており、戦国期に遡る土塁の存在は現時点では不明である。
- ・内土塁は、庫裏地区の北側に残存する。江戸時代には存在していた道が北東部にあり、道部分（幅約2.5m）は土塁が切れている。

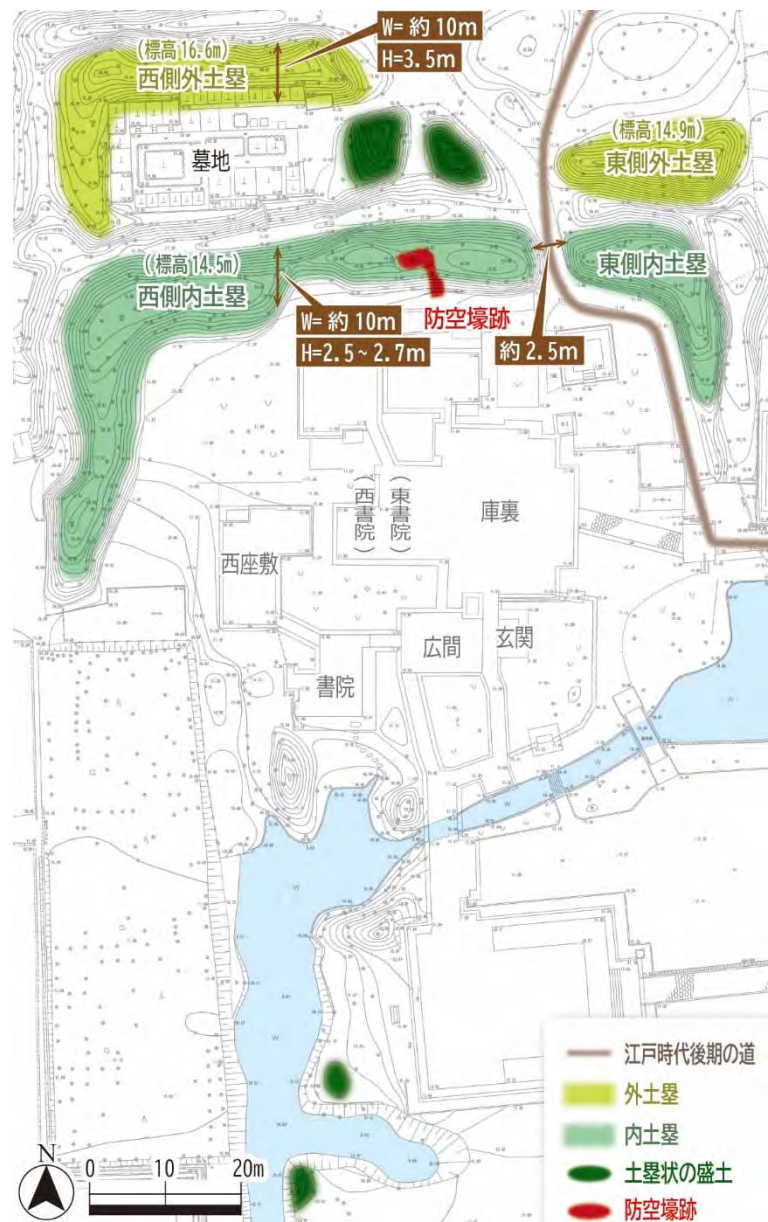


図 4-10 土塁及び土塁状盛土の分布状況図

- ・土塁の地表面からの高さは内土塁が2.5m～2.7m程度、外土塁は3.5m程度、幅は10m程度である。天端の最高所の高さは内土塁が14.5m、外土塁は東側土塁が14.9m、墓地周囲の土塁が16.6mと最も高い。土塁に挟まれた内堀面からは最大約5mの比高(東側外土塁)があり間近に迫力をもって見上げる高さとなっている。
- ・内土塁の調査では北西の一部を江戸時代後期に版築で固めた状況を確認したが、基本的には自然の高まりを削り出し、その上に盛土して土塁を構築したとみられる。強固に構築されたものとはいえず、現状では裸地化した箇所では表土の流出が見られる。
- ・外土塁は庫裏北側の北東部(東側外土塁)と墓地周辺(西側外土塁)の2か所にある。東側外土塁は内堀を介して内土塁と相対している。墓地の北から西を巡る西側外土塁は、土塁の外周を巡る堀とともに墓地の造営(江戸時代後期以降、幕末か)に伴い改修されたものとみられる。
- ・経年的な変形等は不明である。改変が明らかな箇所は、内土塁の住職居宅の北側付近が戦時下の防空壕構築によって大きくえぐられている。また西側外土塁に動物(キツネか)によるとみられる穴が空いている箇所がある。
- ・現在土塁の上部や斜面には植栽されたヒノキと、自生とみられるアラカシやクロガネモチ等の広葉樹、タケ・ササ類がみられる。中には傾いたものや大径木となって土塁上に大きく根を広げているものなどがみられる一方で、実生木もみられ、土塁の全容が見えづらくなっている。ただし、これらは当地域の冬における西からの強風が直接庫裏等にあたらないようにする防風林としての役割もある。内土塁上に生育していたタケや枯木の一部は近年伐採されている。
- ・庫裏地区にあり、通常は公開されていない。

(土塁状盛土)

- ・墓地の東側に高さ2.7m～3m、幅10m程の小山状の盛土が2か所存在し、間隔が2mと近接している。かつては外土塁の残存部とみられていたが、現在は性格不明の土塁状盛土としている。
- ・本堂の南西側にも性格不明の土塁状盛土が2か所見られ、北西角に高さ2m程のものが、南西角に高さ0.5m～0.7m程のものが残存する。

→課題

- ・現存土塁については遺構の構築年代を明らかにして、遺構の全容の解明に努め、正確な情報を周知するためにも、断ち割り調査も含め、さらなる調査、研究が必要である。
- ・視認できる遺構の中には、墓地の造成に伴うとみられるものなど、目的や時代が異なるものがあることから、視認できる遺構については保存とともに遺構の内容についての情報提供も必要である。
- ・土塁上には樹木が生育しており、斜面に生育する大径木の中には根の生長や風等による動きで表土が失われ樹根が露出し表土の流出が進行しているもの、斜めに張り出して成長するなど不安定なもの、枯れ木・密生した実生木など、土塁の保存や顕在化、見学上の安全性の点から、場に応じた対応が必要である。
- ・裸地化して表土の流出が見られる箇所は、表土安定化のための措置が必要である。
- ・動物によるとみられる穴や防空壕の跡など、遺構が破損している箇所は遺構の保存のための復旧等が必要である。防空壕は近代の戦争関連遺産といえるが、史跡の本質的価値の保存の上からは原形に復するとともに解説板の設置等も検討する必要がある。
- ・内土塁・外土塁以外の土塁状盛土については、今後の調査により盛土の性格を解明する必要がある。



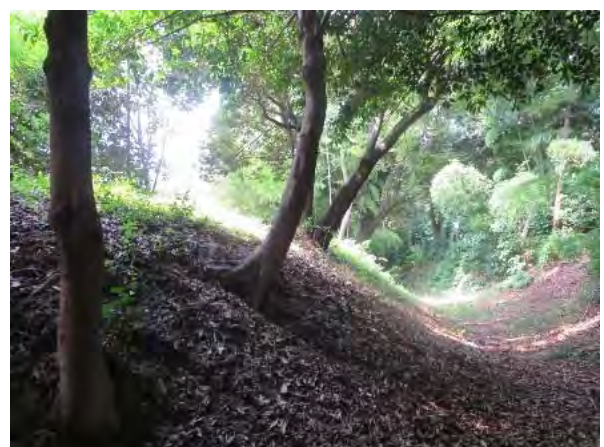
内土塁(右)と外土塁(左) (土塁開口部の通路より見る)



内土塁の防空壕跡



東側外土塁南側斜面
樹木の樹根が土塁斜面を大きく覆う



西側内土塁(土塁開口部の通路より見る)



東側内土塁南側
土塁斜面にヒノキ植栽木がみられる



東側内土塁北側周面
表土の流出により樹根が露出している

ウ) 庭園

→概要と現状

- ・庫裏地区にある書院の南面にある内堀を池泉に見立て、この部分を庭園に取り込んで作庭されている。
- ・内堀部分の水際部には自然石を配した曲線状の石組護岸として、内堀に張り出すように北側に2か所、南側に1か所、高さ2m程の盛土を築山として斜面に景石を配し、樹木を植栽している。築山部分は土の流出がみられる。
- ・庭園は植栽が大きく成長したものなどバランスを欠くものがある。渇水期には水面が干上がり、落ち葉等の堆積物が露出して庭景を損なっている。
- ・古写真(時代不明)から、植栽が現在と異なるなど、時代による変化があるようである。
- ・庫裏地区にあり、通常は公開されていない。

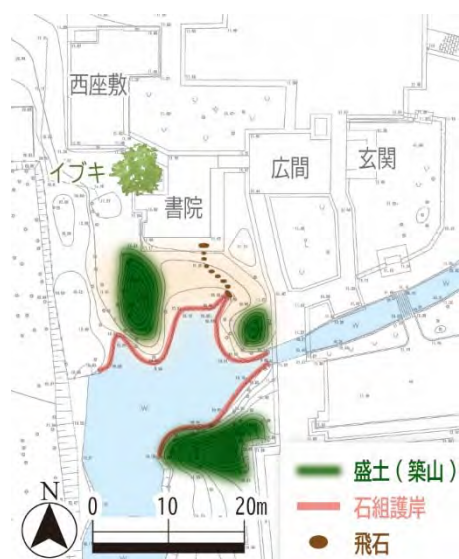


図 4-11 書院南面の庭園平面図

→課題

- ・原形調査等により庭園の作庭年代や変遷等を解明して、内堀との関係を含めた庭園の評価と、調査成果に応じた修復等が必要である。また表土の流出等には当面の保存対策が必要となる。
- ・水面は庭園の重要な要素であり、湛水状態を維持するための方法を検討する必要がある。
- ・庫裏地区・書院と合わせての公開方法を検討する必要がある。



盛土(築山)(東側)



景石



築山の表土の流出



現在の書院前庭園-石組護岸が巡る



古写真 護岸には草本類が見られる

工) 石造物 (位置はP61【図3-23】参照)

→概要と現状

- ・江戸時代の石造物は、江戸時代後期の灯籠、水盤、本堂正面両脇の天水受、石橋(紀年銘なし)などがあり現在も利用されている。
- ・石造物は特に破損等は見られないが、石橋は過去に部材が一部折損し、交換している。

→課題

- ・石橋は現在も動線としての機能を有しているが、路面が平滑でないため車イス等は安全上通行できない。また、保存の観点から、使用頻度を減らす工夫が必要である。



灯籠(大門前)



水盤(手水屋)



天水受



石橋

オ) 天然記念物一本證寺のイブキ (位置は【図4-9】参照)

→概要と現状

- ・本證寺の書院北の中庭にある巨樹で県の天然記念物に指定されている。樹高約23m、胸高囲約3.5m、枝張りは東西8.5m、南方9mの巨樹である。樹齡は確認しえないが通称800年とされており、本證寺の創建頃の植生環境を知る上でも貴重である。親鸞聖人お手植えの伝説がある。
- ・定期的に樹木医(安城市文化財保護委員)の診断を受けている。
- ・一部枝枯れが見られる。書院や渡り廊下等建物が近接する狭小な空間に生育している。
- ・巨樹化によって書院底に幹が接触している。
- ・天然記念物説明板が設置されているが、庫裏地区にあるため、通常は公開されていない。

→課題

- ・イブキの成長により、樹木と建物がさらに互いに影響を受ける可能性が高いため、接触対策や将来の書院修築時の取扱い等何らかの対応が必要である。また樹勢に応じた適切な対応も必要である。
- ・公開や周知方法を検討する必要がある。



イブキ全景
公開区域に無いため普段は見るできない



巨木化して書院の底に接している



本堂地区からも視認できるが、同定や内容の理解はできない

力) 歴史的建造物（伽藍建造物）（位置はP61【図3-23】参照）

本證寺に残る伽藍を構成する歴史的建造物は17世紀後半から19世紀前半に再興されたもので、三河を代表する大寺にふさわしい寺観を形成している。再建されたこれらの建物が群として残っており、近世真宗寺院における伽藍が現在も良好に保たれている点で貴重であり、史跡指定された本證寺境内の価値を構成する重要な要素となっている。

➡概要と現状

（本堂）

- ・平成6～9年(1994～1997)に半解体修理しており、大きな破損は見られないが、日光と風雨にさらされる縁側部分などに部材の風化が顕著にみられる。
- ・本堂高欄10か所に取り付けられている擬宝珠(10個)は青銅製で、全てにおそらく本堂建立年とみられる紀年と寄進者名が刻まれる貴重な史料であるが、ブロンズ病が見られる。
- ・公開されている。

（鐘楼）

- ・平成20～21年(2008～2009)に解体修理しており、大きな破損は見られない。

（鼓楼）

- ・平成18～19年(2006～2007)に解体修理しており、大きな破損は見られない。
- ・内部は通常非公開である。

（経蔵）

- ・昭和58年(1983)に修理された。最近、漆喰のはがれが目立ちはじめた。
- ・内部は通常非公開である。

（裏門）

- ・昭和57年(1982)に修理しており、大きな破損は見られない。

（庫裏）

- ・江戸時代の遺構であるが、文化財の指定はなされていない。
- ・玄関は後年の増築である。
- ・近年特に瓦のずれ落ち、雨漏りなど部材の劣化等による破損が進行している。
- ・内部は通常非公開である。

（共通）

- ・経年劣化については、随時修理が行われている。
- ・伽藍建造物は本堂と庫裏に消火器が配備されている。この他は本堂に火災報知器がある程度で、感震ブレーカー等も無いなど配電設備も旧式であり、その他の建造物には防災設備はなく、防災対策は万全とはいえない。

➡課題

（本堂）

- ・ブロンズ病が見られる本堂擬宝珠は適切な復旧の方法(保存環境の改善や修理等)の検討が必要である。

（鐘楼・鼓楼・経蔵・裏門）

- ・本堂以外は、鐘楼や門など外部から見学可能な建物は除いて、内部は通常は非公開であり、公開方法等を検討する必要がある。

(庫裏)

- ・ 貴重な遺構として文化財指定に向けた取り組みが必要である。
- ・ 破損が部材のみなのか、主要構造物にまで及んでいるのか、破損状況調査と調査に基づく修理計画等が必要である。
- ・ 修理に際しては後年の改変部分の取扱いも検討する必要がある。

(共通)

- ・ 文化財にふさわしい防災設備の整備を検討する必要がある。
- ・ 歴史的建造物の価値の維持のためには、破損の状況に応じた長期修理計画等に基づく周期的な保存修理が必要となる。



本堂擬宝珠



擬宝珠ブロンズ病



本堂縁側：日光・風雨による風化が進行している



庫裏：後年増築された玄関部分



経蔵 漆喰の剥がれが目立つ



庫裏：屋根の応急処置

キ) 絵図等に描かれた道(道の変遷)

ここでは、現在視認できないものも含めて江戸時代以来の道路の変遷について①「伽藍絵図」等より江戸時代後期にはあったとみられる道、②明治期に新たに使われるようになった道を示すとともに、これらと現在の道路との重複状況についてみる。なお、これらのうち発掘調査で確認された遺構はわずかであり、正確な線形、道路幅員等是不明である。

→概要と歴史的変遷、現状

- ・江戸時代の絵図類で本證寺周辺の道路が描かれているものに、寛政年間(1789－1801)に作成された「本證寺伽藍絵図」と、「本證寺領・諏訪備前守野寺村相給絵図」(以下「相給絵図」)などがある。「伽藍絵図」は野寺本證寺の寺内の当時の主要な道路を記載している。百姓家の区画等の小路は描かれていない。「相給絵図」は「伽藍絵図」よりさらに広域の本證寺領や隣接する他領地を記載したもので、道路は前者の道路をさらに省略しており、本絵図に記載された道路が「伽藍絵図」にある道路のうち主要な道路であったとも推定される。
- ・これらの絵図から江戸時代後期の寺内への出入口は北に2か所、東に1か所、南に1か所、南西に1か所の計5か所あったことになる。これらの出入口から寺内に通じる道で現在も継承されている道は、北(北東)からの南北道と、東からの東西道で、2つの道は外堀の一部とされる池の北西角で合流して西方にある本證寺方向につながっている。
- ・本證寺内堀東側を通る県道は、江戸時代以来の道の一部継承しており、当時の道は南方向から内堀の前を通った後、裏門に向かって西に折れていた。その後、裏門の前から北に折れそのまま北方向に延びていた。この道は現在も一部残っており、県道から分岐して裏門に通じる東西市道と、裏門手前から内土塁に沿った道があり、内土塁開口部から北に折れる付近までが江戸時代以来の道である(現在は墓参に利用)。江戸時代の道はそのまま北方向に延びていたが、現在は使われていない。
- ・また明治期に農地開発等に伴い新たに付けられた道もあり、庫裏北側の土塁・内堀(乾)周辺に道の痕跡がある。上記の庫裏北側の内土塁開口部から、墓地北東方向に通じる道と、開口部から西に折れ、内土塁北側の内堀(乾)を通る道である。これらは現在は道として利用されていないが土塁等見学の際には通路として利用されている。
- ・その他の江戸時代の道で現在も道として利用されている箇所は、後年の整備により直線状に整備された道のうちの一部が重複する程度である。
- ・江戸時代以来の道についてのサイン等は特に無い。

→課題

- ・残存部分についても、江戸時代―近代―現代の道をつなげて利用している箇所等もあるなど、どの部分が江戸時代以来の道であるのか理解しづらくなっている。
- ・道は時代により土地利用の変化、道路整備等とともに変化しており、現在は全ての歴史的変遷をたどることは困難である。歴史的変遷をたどることができる道として利用可能な箇所、現存しない道や復元等も難しい道については、他の方法での顕在化を検討する必要がある。



図 4-12 本證寺領・諏訪備前守野寺村相給絵図トレース図

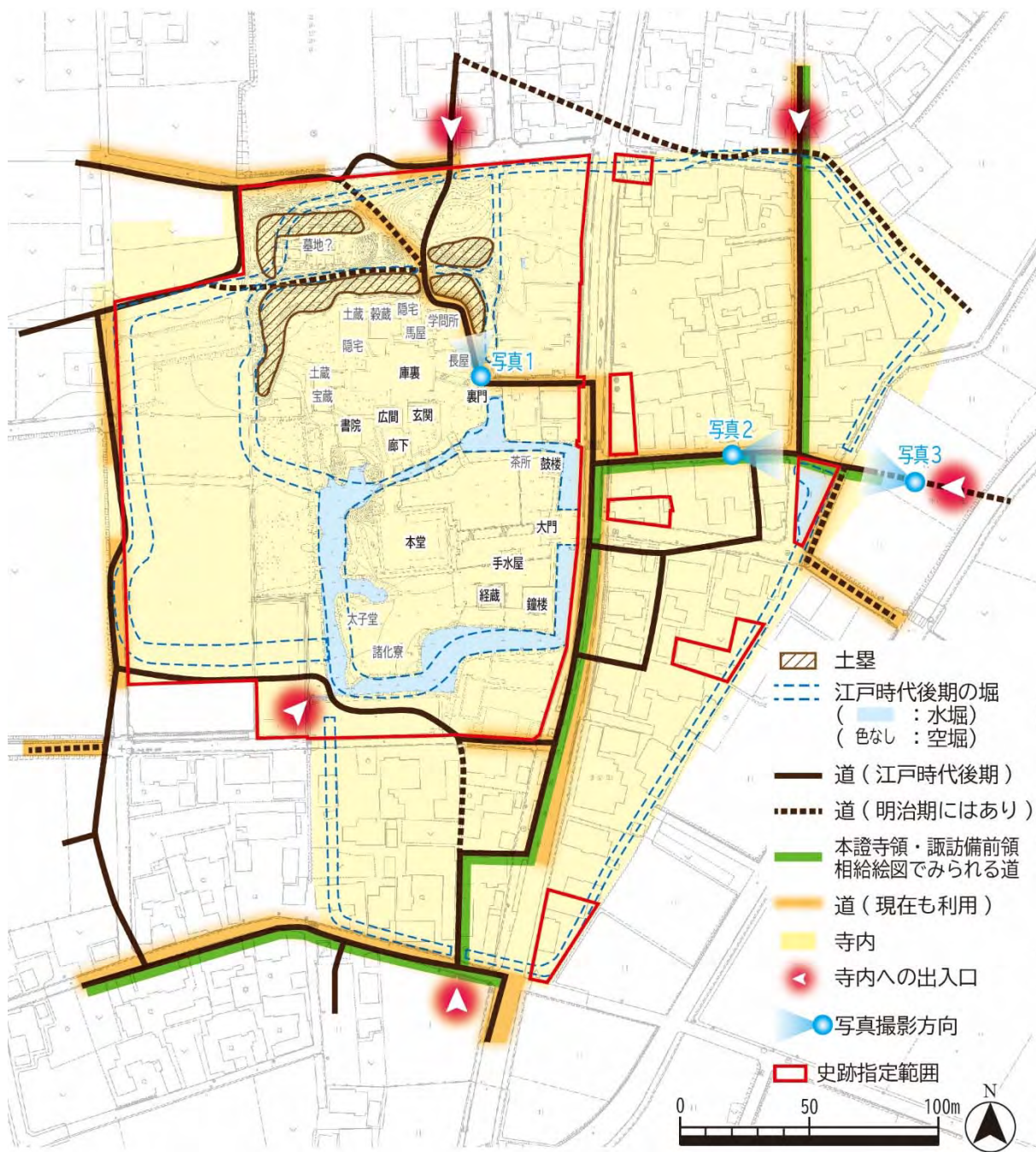


図 4-13 江戸時代以来の道と現代の道路の重複状況図

※写真1～3は【図 4-13】と対応



写真1 江戸時代後期から残る道



写真2 合流地点



写真3 寺内への出入口

② 地下遺構、現存しない建造物等

確認された遺構の概要については、P32第3章_第3節_(1)発掘調査の概要に記載しており、堀の変遷等についても記載している。ここでは、「伽藍絵図」等に記載された史料をもとに、現存しないが当時存在していたとみられる建造物や堀について概観を示す。また保存・活用状況等については地下遺構全般について述べる。

➡概要と現状

(堀)

- ・内堀の多くは現在それとわかる形で視認できるが、庫裏地区の南西角の部分は明治期以降の耕地化で地中に埋没している。全て史跡指定地で境内地及び公有地にあり現状保存されている。
- ・外堀は県道沿いの北堀の一部が窪地として、東側の一部が池として、本證寺墓地周囲にL字形に道路状に残る遺構が残存する以外は全て地下遺構である。県道以西の本證寺現境内及び西側公有地は史跡指定されているが、未調査箇所もあり遺構の解明は十分でない。県道東側は点的に史跡指定されているが、視認できる遺構以外は民有地(宅地)である。その他は民有地にあり大半が未調査である。

<調査で確認された堀の現状>

これまでの発掘調査で確認された堀（地下遺構）は以下の通りである。

表4-1 これまでの調査で確認された地上に残存しない堀（地下遺構）の現状

	外堀：堀の再掘削の状況による区分	調査区	備 考	土層図掲載頁
外堀	①戦国期の堀より江戸時代に大幅に拡幅された箇所	第5次調査B区、 第16次調査L区	・史跡指定地。西側堀地区で公有化されている。	P40 【図3-12】
	②戦国期の堀と同程度で江戸時代に再掘削された箇所	第5次調査D区	・史跡指定地。外堀南、民有地	P39 【図3-10】
		第7次調査G区	・史跡指定地。西側堀地区で公有化されている。 ・公有地で②は現在のところ当調査区(延長の可能性)のみ。	
		第8次調査 第15次調査A～D区	・未指定地。民有地。第15次調査区は全て農地	P39 【図3-10】 P40 【図3-11】
		第21次調査T2	・史跡指定地。墓地周辺、境内地。 ・第21次調査区の堀は墓地方向に延びる。	
	③戦国期と江戸時代で異なる位置に掘削された箇所	第18次調査B区 (戦国期の遺構部分)	・未指定地。外堀東(出入口)民有地。農地 ・唯一の戦国期のみの遺構	P38 【図3-9】
内堀	内堀で唯一遺構が埋没している箇所	第16次調査P区 第21次調査T3	・史跡指定地、庫裏南西内堀。公有化されている。	

- ・外堀①②と内堀（埋没部分）は、面的整備が可能な西側堀地区の公有地にある。③の戦国期の遺構の西側には江戸時代の外堀跡とみられる池が現存する。

（土塁）

- ・江戸時代の史料で土塁について記載されたものはなく、現在視認できる土塁以外でこれまでの調査では明瞭な遺構が確認されていない。

（建造物）

- ・江戸時代後期の本證寺境内にあった建造物等については、絵図では「伽藍絵図」（寛政年間）、文献では「寺中坪数造作建坪間数建方覚」（寛政2年[1790]）に本證寺や家老等の屋敷、寺中（角寺）の規模等の記載がある。特に「伽藍絵図」には建造物の正面図を描き、その脇に名称・寸法・間口・奥行・高さ・坪数が記載されている。これまでの発掘調査では、史料に記載された建造物のうち現存しない建造物に相当する遺構は未確認である。屋敷地や角寺の敷地内の調査では、江戸時代以前の16世紀に遡る遺構などが確認されている。
- ・「伽藍絵図」等に記載された建造物で、本證寺の本堂地区で現存しない建造物は、太子堂・茶所・諸化寮・井戸屋形・塀があげられる。塀は大門に取り付く南北方向の塀（現在はコンクリート塀）に連続する形で北側、南側～西側（一部）に塀が巡っていた。太子堂、諸化寮は塀の外に描かれている。庫裏地区では、長屋・院宅・宝蔵・土蔵2棟・穀蔵・馬屋・学問所・隠宅がかつてあった。また庫裏の北側内土塁・内堀を通して北方の外堀の外に通じる道の内土塁開口部付近に門があった。
- ・「伽藍絵図」等には、現在に残っていない屋敷（家老、代官、侍）や角寺の建物や規模等も記載されている。

→課題

- ・これまでの調査では遺構の全容の解明には至っておらず、史跡の価値を明確化するためにも継続的調査・研究が必要である。
- ・地上に痕跡を残さないもので、堀などの重要遺構については、史跡の価値の周知のためにも何らかの顕在化策が必要である。
- ・特に本史跡の重要な要素である二重に巡る堀については、内堀の一部と外堀のほとんどが埋没しているため位置等を現地で確認できず、本證寺境内を構成する特徴ある景観を想起できないため顕在化の方法を検討する必要がある。
- ・外堀で、唯一戦国期と江戸時代後期で異なる箇所遺構が検出された③は、江戸期の遺構と重複していないため戦国期の遺構の整備等による顕在化が可能であるが未指定地であり、保存・活用のための方策が必要である。
- ・戦国期の土塁については、発掘調査し、痕跡を確認する必要がある。
- ・建造物は重要な遺構想定地については調査による遺構の解明と、顕在化策を検討する必要がある。

表4-2 現存しない建物(地下遺構等)

場所		建物名	規模	場所	建物名	規模
本證寺	本堂地区	❶太子堂	式間四方	寺内	❶家老 石川伊織居宅	桁行六間半梁行三間 但四方三尺下屋
		❷茶所	桁行三間半梁行式間		❷地中 金龍寺 本堂	桁行四間半梁行式間半
		❸諸化寮	桁行七間梁行九尺 但北へ三尺ノ庇		❸地中 宗玄寺 本堂	桁行四間半梁行三間 但西へ三尺東へ四尺ノ庇
	庫裏地区	❹長屋	桁行六間梁行式間		❹地中 照護寺 本堂	桁行四間半梁行式間半
		❺隠宅	桁行五間梁行式間 但西へ三尺ノ下屋 東へ九尺庇		❺地中 善證寺 本堂	桁行四間半梁行三間 但四方三尺ノ庇
		❻宝蔵	桁行式間梁行九尺		❻侍 水野勘右衛門居宅	桁行五間梁行三間 但四方三尺ノ下屋
		❼土蔵	桁行五間梁行式間		❼代官 神谷徳左衛門居宅	桁行六間半梁行式間半
		❽土蔵	桁行三間梁行式間			
		❾穀蔵	桁行三間梁行式間			
		❿馬屋	桁行三間半梁行式間			
		⓫学問所	桁行三間半梁行式間 但北へ式尺ノ下屋			
		⓬隠宅	桁行式間梁行九尺			

(※表中の規模は寛政2年 寺境内建物の規模の覚え)
(建物名欄のNo. ❶～❶は【図 4-14】と対応)

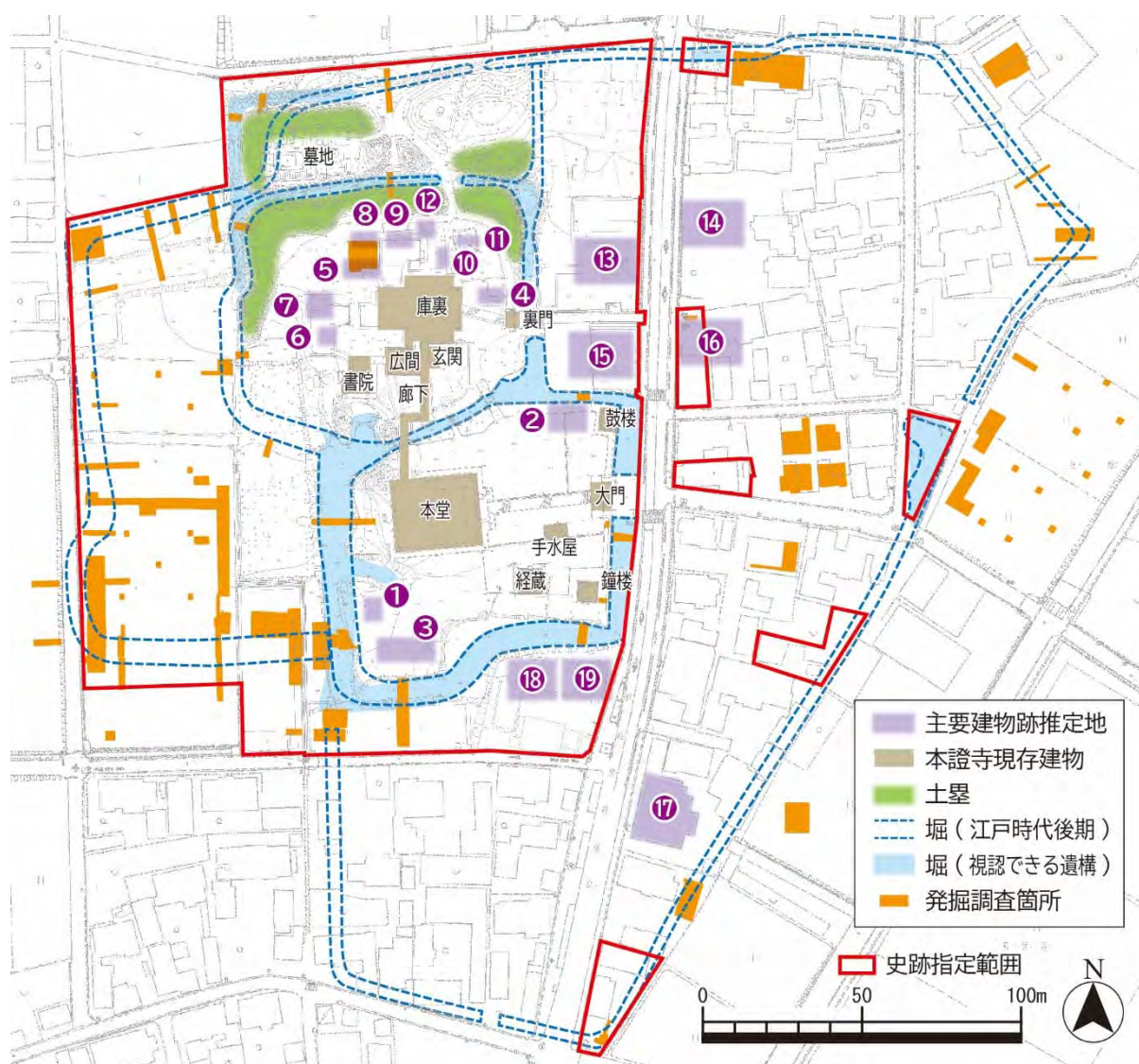


図4-14 視認できる遺構（現存遺構）と地下遺構の状況

③ 美術工芸品等

➡現状

- ・ 本證寺には数多くの法宝物が現在に伝えられており、これらには聖徳太子絵伝・善光寺如来絵伝(共に重要文化財)などの貴重な文化財が含まれている (P21【表3-2】本證寺の指定文化財 参照)。
- ・ かつては法宝物が毎年7月に「お虫干し」として本證寺内で公開されていた。しかし現在では防犯も含めた保存管理上から指定文化財等の寺宝(動産類)は市(安城市歴史博物館)に寄託されているため、現地での拝観参拝はできない。
- ・ 安城市歴史博物館に寄託されている本證寺の文化財についても、現在は常設展示等の公開はなされていない。特別展等で随時展示されるものの、定期的な展示は行っていない。
- ・ 寄託されている歴史博物館と本證寺は離れた地にあるため本證寺境内の包括的な価値を現地で享受できない。

➡課題

- ・ 本證寺と密接不可分な法宝物が寺院内に無いため、史跡を構成する一連の価値を現地で享受することができない状態となっている。美術工芸品保存の見地から、実物でなくとも史跡との一体的活用のための方策や解説方法を検討する必要がある。
- ・ 未指定の古文書等については、継続的調査と成果の公開、指定等保護策を検討する必要がある。



かつての「お虫干し」の際の法宝物の公開の様子(平成3年)

(2) 自然的要素の現状と課題

① 地形・水系

ここでは、本證寺境内全体と、本證寺現境内と公有化が完了している本證寺西側(P89【図4-15】参照)についてとりあげる。

➡現状

(本證寺境内全体)

- ・本證寺境内は碧海台地上に立地しているが、一律に平坦な地形ではない。標高は、本堂や庫裏などのある中心部は約11～11.5mであるのに対し、北西は16mを超える丘陵状の地形、東から南にかけては12～14mほどとなっており、本證寺は周囲から水が集まる場所に位置しているといえる。現在、水面として湛水状態にあるのは、本堂周囲の内堀と外堀跡とされる東側の池である。
- ・庫裏北側の土塁等が残存する地区には、北側を通る市道に向かって2m程高くなるなど傾斜地形がみられる。
- ・本證寺境内には河川等の水系はみられず、境内の内堀(水)の水源は雨水流入と基盤層及び堆積層からの湧水(第17次調査T2)、および本堂北からの給水(明治用水)により湛水している。
- ・県道脇の北側外堀は窪地状で残り、降雨時に湛水することもなく、雨水は自然浸透している。東側の池状となる外堀では、南に流入管が、北に流出管があり、水位の調整がなされているが、東の農地で散布された農薬が混入した排水も流入しておりハスの生育に影響を与えている。

(県道西側)

- ・北から南に緩やかに傾斜する自然地形は、北東の県道側は開発によって平坦地化されているが、県道西側は傾斜地形が残存している。
- ・本證寺現境内西側(寺内西地区とする)は耕作地として階段状に造成され、北端で標高約15m、南端で約11mと約4mの比高がある。
- ・本證寺現境内の本堂地区、庫裏地区ともに標高11m程度であり、土塁・堀が残存する庫裏地区の北側で12m程度である。この比高により北側の堀(内堀・外堀)は乾性状態、南は湛水状態となっている。
- ・外堀西側地区で旧水田として利用されていた箇所は、昭和60～平成5年のほ場整備による造成土が約1mあり、遺構面はこれよりさらに下層にある。
- ・遺構面との関係を見ると、南側外堀部分の第5次調査B区(P40【図3-12】参照)では江戸時代後期以前の表土が現地表面から1m以上下であり、江戸時代に掘削された堀底面で地表から2.4m下、戦国期の堀底面は3.3m下にある。
- ・寺内西地区の現在の雨水排水は、基本的には自然浸透である。水田として耕作していた時は西側市道沿いの明治用水から取水し、水田区画の東端に開閉式の排水口を設け、稲の生育段階に合わせて水の調整を行っていた。
- ・本堂地区は大門から本堂前はコンクリート舗装され、周縁部は土仕上げとなっている。舗装部分は中央の参道にむかって傾斜をつけ表面排水を集め、中央部からそれぞれ北と南方向に排水路を設け内堀に排出している。舗装が無い部分は自然浸透もしくは地形に沿って内堀に流れ込んでいる。

- ・本堂地区の内堀はほぼ湛水状態にあるが、冬季から早春の渇水期(12～2月頃)は多くの部分で干上がった状態となる。また南西にある排水口(管底レベル9.99m)より排水先の水路の底レベル(10.05-10.11m)が高いため、水路の底以上に水が溜まった時しか排水されず、大雨等の際には周囲の雨水が流れ込む現象が見られる。また本堂前の土橋によって堀は分断されており、堀の水が循環することは無い。10年程前までは北東の鼓楼前の水は西方に緩やかに流れていたが、現在は土砂の堆積によってから水の流れは滞っている。
- ・現在、本堂地区の内堀の水はハスの栽培と関連しており、ハスの年間の栽培に適した水位とするために明治用水からの給水(北堀西側にある給水口を東方に分岐延長)、または臨時的に水中ポンプによる排水を行っている。
- ・庫裏地区は特に雨水排水施設を整備しておらず主に自然浸透である。

→課題

- ・本證寺境内の北側の土塁や堀の周辺に残存する傾斜地形は、史跡と一体となった地形として保全が必要となる。
- ・寺内西地区は水田用の給水・排水系統となっているため、整備の内容に応じて再編する必要がある。また整備にあたっては旧水田床土は自然浸透しにくい粘土質の土を用いているため、整備の内容に応じた造成が必要である。
- ・本堂周囲の内堀は、湛水状態の維持のための水質浄化対策、石垣奥の土砂流出防止及びハスの栽培環境に必要な水位のコントロール等を可能とする堀の水の循環対策を検討する必要がある。
- ・本堂前のコンクリート舗装の割れによって雨水側溝等現在の雨水排水系統以外の水が亀裂から浸透し空洞や水道が出来て堀等に流れ出していることが想定されるため、現在の境内の雨水排水の適切なコントロールのためには再整備が必要となる。
- ・東側外堀の池に周辺から流れ込んでいる排水について、池のハスの生育や池の調整池としての機能等にも配慮して取扱いを検討する必要がある。



北西部では南に緩やかに傾斜する地形が今も認められる



ポンプによる排水
令和3年(2021)4月「ハスの会たより」より

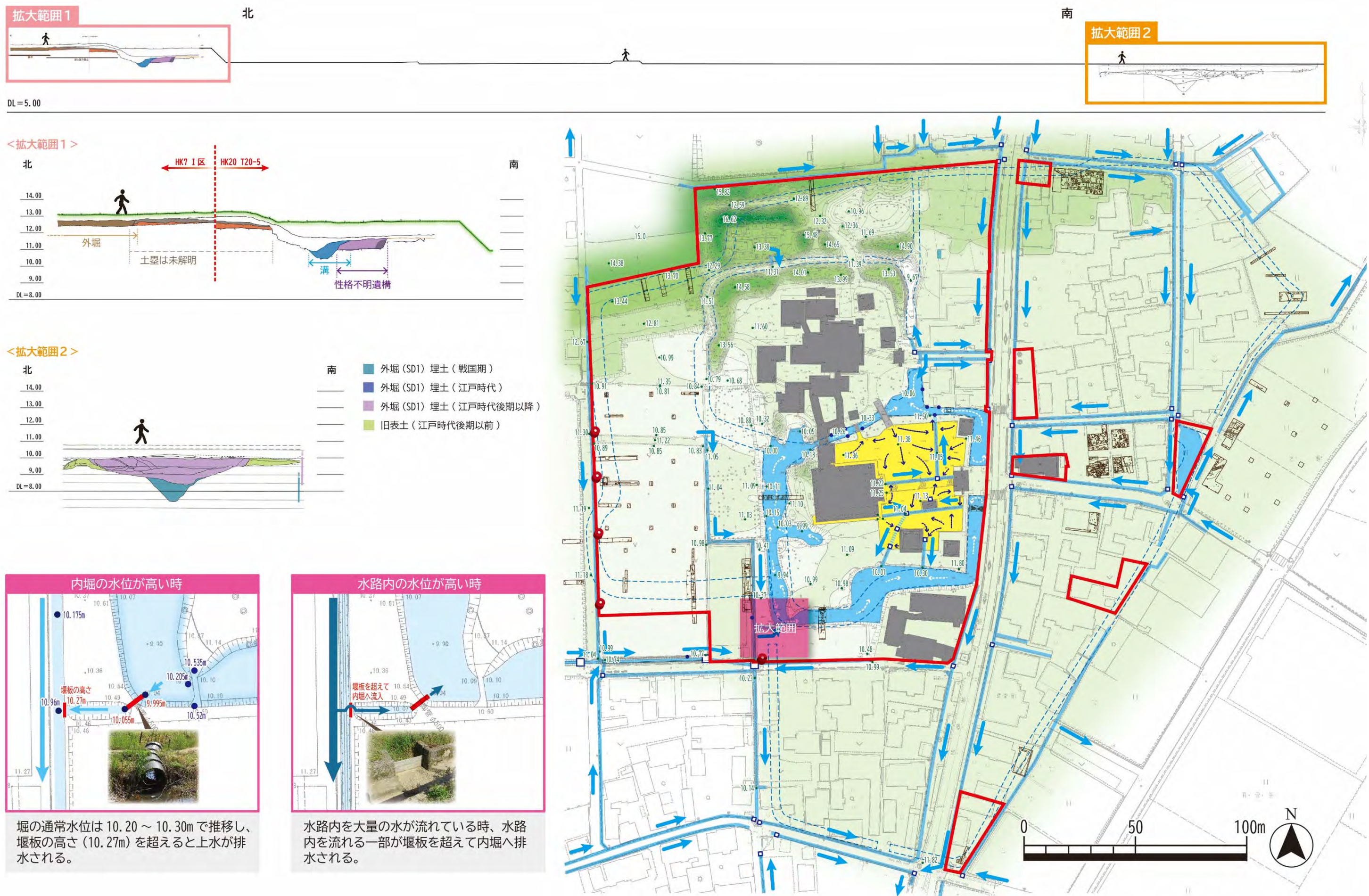


図 4-15 本證寺境内(本證寺及び周辺公有地)の地形、水系

② 植物・動物

ア) 植物

<主な植物の分布、樹種構成の概要>

樹木・タケ類

- ・本證寺境内で面的に広がる樹林が見られるのは、本證寺北側の土塁や墓地がある一帯と内堀（水）周辺、本堂・庫裏の西側の公有地部分である。その他本堂地区や庫裏地区で観賞木として植栽されている樹木、内堀南の旧民家の屋敷林がある。
- ・平成26年(2014)に実施した本證寺現境内と本堂・庫裏西側樹林地を対象とした樹木調査(目通り周30cm以上を対象。タケ除く)では786本の樹木を確認している。その内訳は針葉樹と常緑広葉樹が共に約4割を占め、落葉広葉樹が1割程である。

表 4-3 計画地対象地の樹木調査結果

平成 26 年(2014) 6 月調査

常緑／ 落葉	針葉／ 落葉	本数	割合	科名	本数	割合	樹種	本数	備考
常緑樹 681本	針葉樹 4科 9種	340	43.3%	マツ科	4	1.2%	クロマツ	3	
							ゴヨウマツ	1	
				ヒノキ科	275	80.9%	ヒノキ	267	
							ヒバ	3	
							カイヅカイブキ	4	
							イブキ	1	愛知県指定天然記念物「本證寺のイブキ」
				スギ科	41	12.1%	スギ	41	
				マキ科	20	5.9%	イヌマキ	15	
							ラカンマキ	5	
	広葉樹 11科 24種	333	42.4%	ブナ科	92	27.6%	アラカシ	45	
							ウラジロカシ	1	
							ウバメカシ	4	
							シラカシ	11	
							ツクバネガシ	13	
							シイノキ	18	スダジイ、ツブラジイ
				モチノキ科	74	22.2%	モチノキ	20	
							クロガネモチ	48	
							ネズミモチ	5	
							タラヨウ	1	通称「葉書の木」
				ツバキ科	114	34.2%	サカキ	33	
							ヒサカキ	40	
							ツバキ	34	ヤブツバキ
							ササンカ	1	
							モッコク	6	
				クスノキ科	21	6.3%	クスノキ	11	
							ヤブニツケイ	10	
				ウコギ科	12	3.6%	カクレミノ	12	
				ツツジ科	11	3.3%	シャシャンボ	11	
				モクセイ科	4	1.2%	ヒイラギ	4	
	モクレン科	2	0.6%	トウオガタマ	2				
	シキミ科	1	0.3%	シキミ	1				
	ニシキギ科	1	0.3%	マサキ	1				
	ミカン科	1	0.3%	ユズ	1				
	その他 1科1種	8	1.0%	ヤシ科	8	100.0%	ワジュロ	8	
落葉樹 103本	広葉樹 10科 24種	103	13.1%	ニレ科	41	39.8%	ケヤキ	17	
							エノキ	17	
							ムクノキ	7	
				ブナ科	19	18.4%	アベマキ	14	
							コナラ	5	
				トウダイグサ科	11	10.7%	アカメガシワ	9	
							ナンキンハゼ	2	
				ウルシ科	7	6.8%	ハゼノキ	4	
							ヤマハゼ	1	
							ヌルデ	2	
				バラ科	9	8.7%	ウメ	5	
							サクラ	4	ヤマザクラ、ソメイヨシノ
				カエデ科	6	5.8%	イロハカエデ	6	イロハモミジ
				イチヨウ科	3	2.9%	イチヨウ	3	
				カキノキ科	2	1.9%	カキ	2	
				ゴマンハグサ科	1	1.0%	キリ	1	
				クワ科	2	1.9%	ヤマグワ	1	
							イチジク	1	
				センダン科	1	1.0%	センダン	1	
				シナノキ科	1	1.0%	ボダイジュ	1	
その他	不明	2					2		
合 計								786	

(代官神谷家跡除く 目通り周 30cm 以上のタケ以外の樹木を対象)

- ・針葉樹の8割はヒノキ(267本)で、本證寺北側と本堂・庫裏西側公有地南半に多く見られる。スギ植栽木41本は西側公有地北半部に集中して見られる。これらは用材のために明治期に植栽されたとされる。
- ・常緑広葉樹は庫裏北側の内土塁・外土塁上やその周辺、本堂地区の内堀周辺に見られる。主なものはクロガネモチ(48本)、アラカシ(45本)、ヒサカキ(40本)、ヤブツバキ(34本)、サカキ(33本)などで、スダジイ・ツブラジイ(18本)も含めて、伐採・更新等の定期的管理行為が行われなくなったことにより、温暖帯性の照葉樹林の主要な構成種が優占して生育するようになったとみられる。
- ・落葉広葉樹はケヤキ(17本)、エノキ(17本)、アベマキ(14本)などで植栽木が含まれるとみられ、西側公有地や本證寺北端付近等に見られる。
- ・その他タケ・ササ類が庫裏北側の内土塁上や周辺にみられるが、これは植栽由来のものが範囲が拡大したものとみられる。なお内土塁上等のタケは令和3年度(2021)に遺構の保存管理のため大半を伐採した。
- ・なお本堂・庫裏周辺には観賞木としての植栽木が見られる。書院脇の県天然記念物のイブキの古木をはじめとして、堂宇周辺にはクロマツ・ヒバ等の針葉樹や、仏教寺院ゆかりのボダイジュ、内庭を彩るタラヨウ、イロハカエデ等が見られる。
- ・令和4年(2022)には公有化した内堀南側の旧民家敷地の樹木調査(公共用地取得に伴う立竹木調査)を実施した。屋敷地には約200本の樹木があり、生垣や境界林など敷地周囲に群生や列植されたものや建物周辺に植栽された観賞木などからなり、全般に密生状態にある。これらのうち観賞木や風致木としてクロマツやアラカシ、クロガネモチ等の在来種・高木20本と、生垣として仕立てられているイヌマキ、セイヨウカナメ延長45.5mを存置する。

<植物の植栽目的、生育状況等>

- ・これら樹木は、大きくは①主に植栽由来のもの(観賞・修景、用材、境界等)と、②主に自生木に分けられる。
- ・①は、「観賞目的の樹木で庫裏中庭など建物周囲や周辺などに植栽されたもの」、「用材として庫裏北側一帯に植林されたヒノキ」、「庫裏・本堂西側の樹林帯(スギ、ヒノキ、ケヤキ、ラカンマキ等)」、「庫裏周りの内土塁上及び周辺に生育するタケ・ササ類で生育範囲が拡大しているもの」、「生垣や境界沿いなど、修景も兼ねた結界や防風・防犯等のために植栽されたもの」からなる。
- ・②は、庫裏北側の土塁・堀周辺一帯、本堂地区を巡る内堀の南側から西側の水際近くにみられるアラカシ、クロガネモチ、シラカシ、ツバキなどの常緑広葉樹や、落葉樹ではアカメガシワ、ヌルデといった先駆的植物もみられる。
- ・①②で視認できる遺構やこれまでの調査で地下遺構の存在が確実視される箇所にあるものをみると、内土塁、内堀、外土塁上にある樹木(ヒノキ、アラカシ、クロガネモチ、シイノキ、ツバキ等の樹木、タケ)、本堂地区内堀の南～西側の水際(アラカシ、ムクノキ、クロガネモチ等)があげられる。これらの多くは自生木とみられるが、植栽されたヒノキもある。これらの樹木は、日光を遮るため、下草の生育を阻害している。また、枯木や傾斜木の倒木や竹の地下茎によって、遺構が損傷する可能性がある。一方、歴史的建造物等への防風、根が張ることで地盤の安定化に役立っているとみられるもの、地域の特徴ある林相を形成しているものもある。

草本類

- ・『新編安城市史11資料編「自然」』（2005）には、ナツフジやソクズ、ジシバリ、マメヅタ、シラスゲ、ムラサキケマン、コミカンソウなどの稀少種が紹介されている。
- ・東外堀の池には、帰化植物のキシノウブ(外来生物法による要注意外来生物、日本の侵略的外来種ワースト100指定種)がみられる。

堀のハス

- ・内堀のハスは、少なくとも明治32年(1899)には本證寺を象徴する景観となっていた。しかし、平成6年(1994)を最後に消滅した。原因は外来生物のミシシippアカミミガメ等による食害によるものとの見方が有力である。その後かつてのハスを再生して本證寺の歴史的景観を取り戻そうと、平成21年(2009)から始まった安城市と地域住民等市民協働による「ハス再生プロジェクト」の活動によって再生した。現在、ハスに関わる育成管理や周知等の諸活動はプロジェクトを契機に結成された、「本證寺ハスの会」によって行われており、開花期には多くの見学者が訪れており、「本證寺のハス」の景観は広く知られるに至っている。
- ・ハスの生育環境の点では、外来生物(ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなどの食害)、内堀(水)のヘドロやゴミの堆積、水位のコントロールが出来ないこと等が生育不良の原因となっている。また、ハスの生育に携わる本證寺ハスの会会員の高齢化などの課題もある。
- ・東外堀の池にもハスが生育し、ハスの会によって管理されており、キシノウブの駆除作業等も行われている。

→課題

- ・現存する植物は植栽由来または自生しているものがあり、状況に応じて適切に管理していく必要がある。
- ・基本的には、本来の自然環境に戻す方向で管理していく。ただし、特に土塁等遺構上にあるもので遺構の保存に影響を与えているものやその恐れのあるものは、自生及び植栽木も含めて伐採も念頭に対応を検討する必要がある。
- ・ハスは明治期以来の景観を再生したもので、現在も本證寺を象徴する景観となっていることから、健全な育成環境の形成・維持のために堀の水の水位調節、水質の管理、ハスを食害するミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニ等の継続的駆除作業等が必要である。

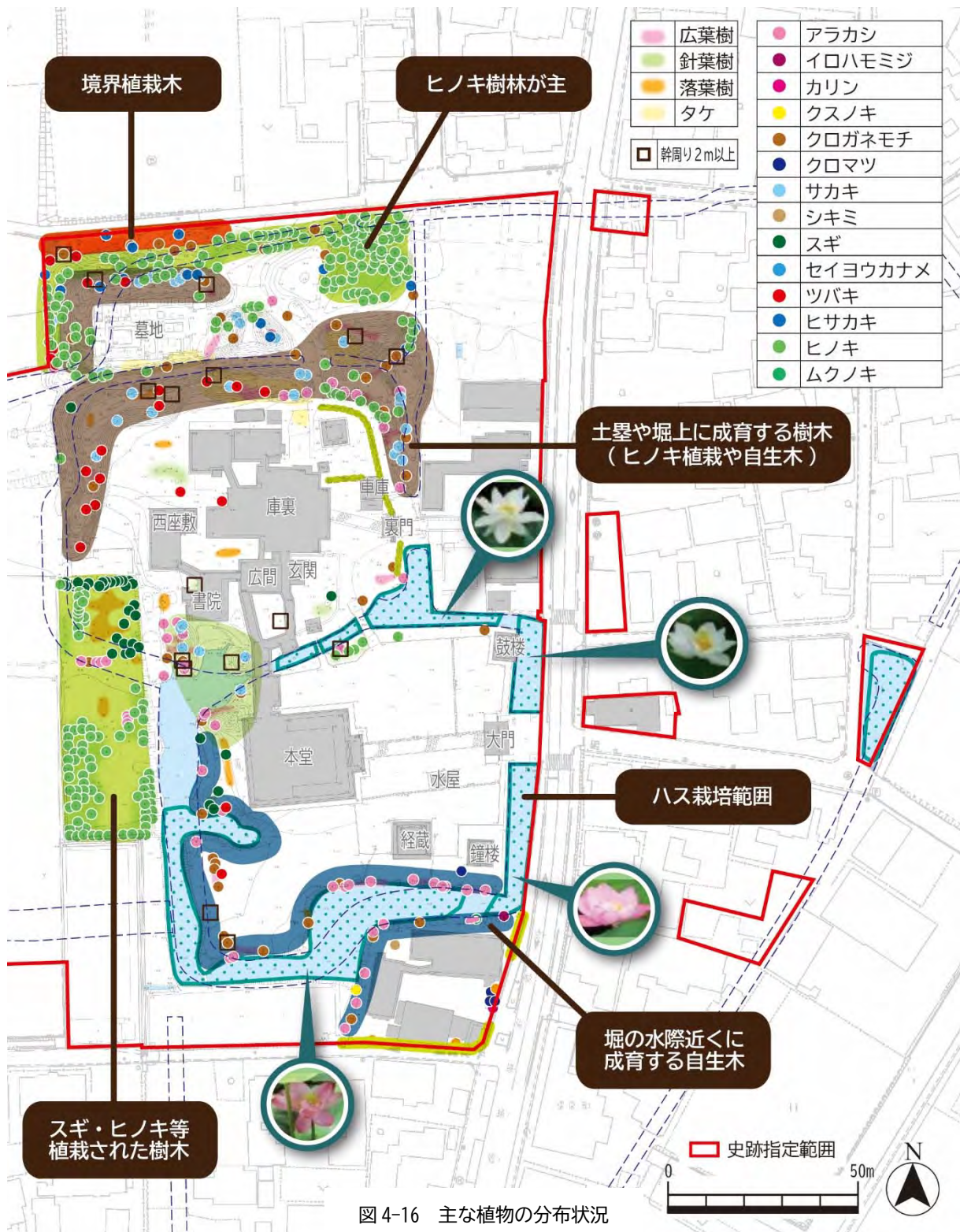
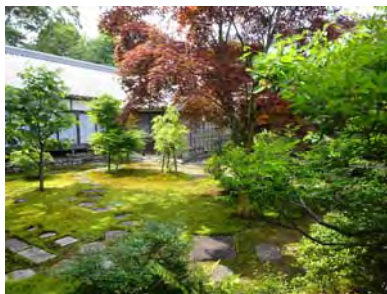


図 4-16 主な植物の分布状況



本堂内堀南のハスと水際の樹木



庫裏南の中庭の植栽木



西外土塁上の大きな空洞がある木



現境内北側の境界植栽木



現境内北東のヒノキ植栽木



本堂西側の植林帯(公有地部分)

イ) 動物

<外来種と在来種>

- ・平成19年(2007)の内堀生物調査で、内堀(水)には外来生物のミシシippアカミミガメ(環境省及び水産省「生態系被害防止外来種リスト」の緊急対策外来種)やアメリカザリガニ(外来生物法による特定外来生物)、ウシガエル(特定外来生物)、ライギョ(外来生物法による要注意外来生物)の棲息が確認された。
- ・陸上では、現存土塁部分等に小動物によると見られる穴が開いており、キツネ等の棲息も推定される。
- ・本證寺境内で特記すべき動物(昆虫)ではヒメボタルがあげられる。本證寺境内の雑木林で生息が確認されており、ヒメボタルの幼虫の餌となる小型巻貝等が多く生息する環境でもあるといえる。
- ・鳥類ではダイサギ、コサギ、アオサギ、カワセミなどの飛来もみられる。

→課題

- ・外来生物や遺構や景観等に影響を与える生物については駆除等適切な対応が求められる。
- ・ヒメボタル等は地域の身近な自然の象徴として保全対策を検討する必要がある。



北西外土塁にある動物による穴



庫裏北側の樹林内のホタル生息地



外来生物捕獲作業

(3) 動線、景観の現状と課題

① 動線

現在の本證寺境内における見学者の動線は、公開されている本證寺現境内域が対象となっており、それぞれのアクセス手段によって本證寺境内入口(大門)が起点となっている。

→現状

- ・史跡への周辺からのアクセス手段として、車、公共共通機関(鉄道、バス)がある。

- ・鉄道最寄り駅の名鉄西尾線南桜井駅前には「歴史の散歩道」の案内看板があり、アクセス動線が表示されている他、看板に提示されたICT情報(安城ARナビ)でスマートフォン等を見ながら史跡にアクセスできる(徒歩約15分)。南桜井駅からは本證寺を経由するあんくるバス(コミュニティバス)がある(周辺からのアクセスはP13【図2-11】参照)。
- ・徒歩、バスで到着した後は寺の正門である大門から入り、本堂地区内の本堂での参拝や鼓楼等歴史的建造物を見学し、「伽藍絵図」にも描かれる石橋(紀年銘なし)を通して庫裏の外観や裏門を見学する。この石橋は長方形の切石を並べたもので、強固なものとはいえず、石材の一部が破損したこともあるとも伝わっている。石橋の東側にある龍宮橋(コンクリート製太鼓橋)は、急傾斜と表面がすべりやすいことから現在は使用されていない。庫裏地区への誘導サイン等はなく、本堂周辺を参拝・見学して帰る人がほとんどである。庫裏地区へは裏門前に通じる市道から向かう動線もあるが、奥まっっており誘導サイン等も無いため、墓参以外はほとんど利用されていない。西側の農地へは内堀に架かった人道橋で向かう。
- ・車での動線は、本證寺現境内東側の県道が周辺からのアクセス動線になる。車はイベント等で入場規制される時以外は、大門から入り本堂前に駐車しているため境内の景観上適切とはいえない。大型車両は大門を通れないため、バス等を利用した団体は大門前に一時停車して乗降するか、近隣にあるコンビニエンスストアの協力を得て店舗の駐車場を利用するなどしている。なお、令和4年12月からは境内に隣接する公有地(計画地内)を臨時駐車場として利用している。
- ・庫裏地区の北側にある現存する土塁・内堀遺構や、外堀が残存する箇所(県道東側の窪地、池の2か所)は現在は積極的に公開しているわけではないので誘導等もなく、見学会等でガイドなどの誘導で訪れる場合に限られる。この見学動線のうち県道から裏門方面に向かい、裏門前で北に折れて内土塁の開口部を通り、墓地周りの外堀の北側を通る区間は江戸時代以来の歴史的道路(一部明治期)である。
- ・これら参拝・見学等の来訪者の動線以外に、本證寺住職の居住域としての動線(庫裏地区)、墓参の際の動線(管理用車両も通行)がある。
- ・通路はバリアフリー化されていない。

→課題

- ・現在の公開範囲が主に本證寺現境内のうち本堂地区が主であるため、公開範囲の拡大に合わせて動線を設定する必要がある。また、庫裏地区の公開方法の検討を行い、常時公開の場合、時期を限っての公開等の動線も区別する必要がある。
- ・江戸時代以来の石橋は常時・多人数の通行には保存上・安全上からも適していないため、現在は利用していない龍宮橋の動線としての利用の可能性も検討する必要がある。
- ・特定の駐車場がないため、車で訪れる際の動線が確立していない。
- ・動線の整備に際しては、可能な範囲でバリアフリー対応を行う必要がある。
- ・動線設定に際しては、本證寺住職のプライベート空間への立ち入り規制方法等も検討する必要がある。

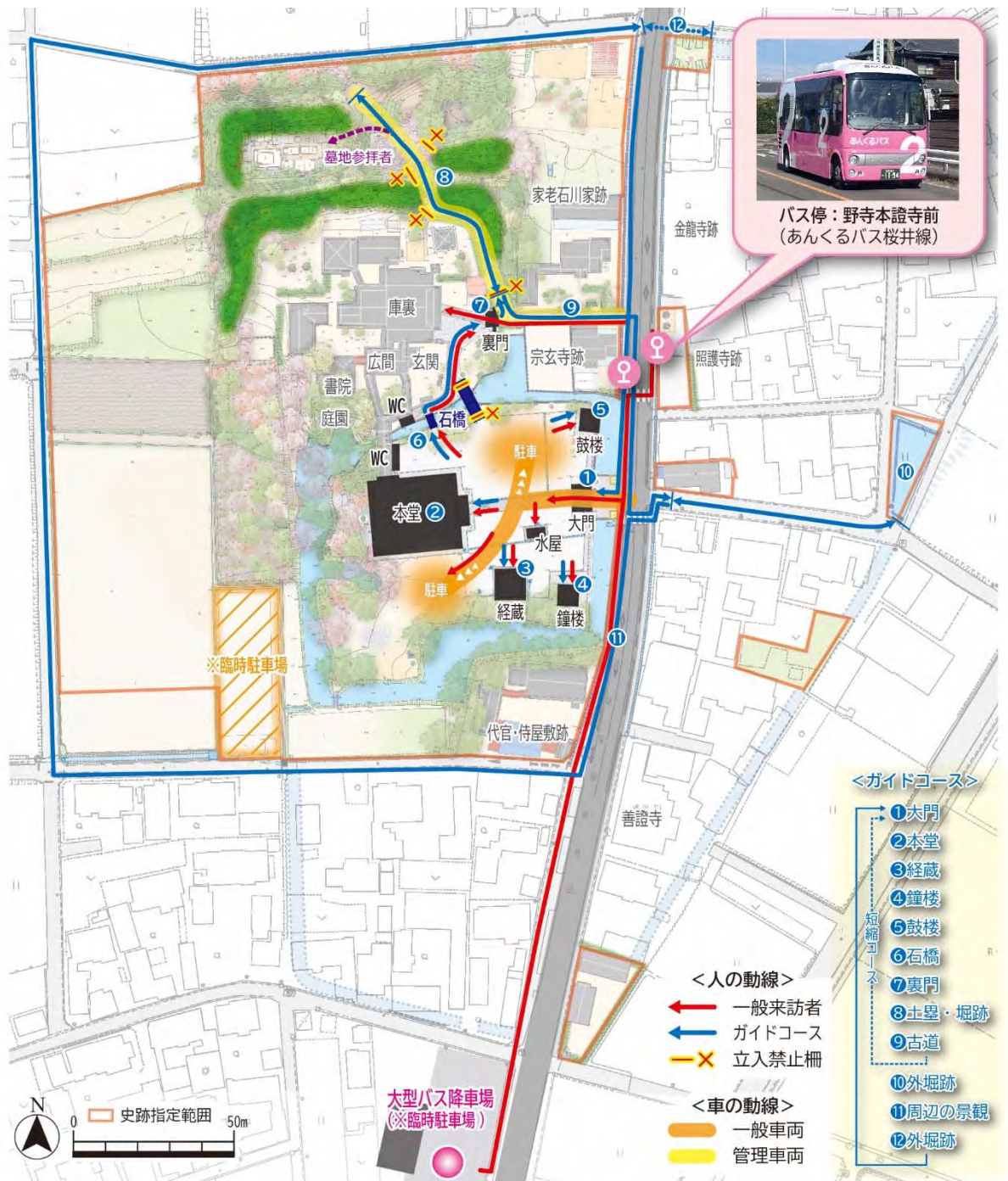


図 4-17 現在の主な動線



行事等の際は本堂前は駐車スペースとなっている



プライベート空間との境界



本堂と庫裏を繋ぐ龍宮橋
(現在は利用されていない)



土塁方面に向かう道は通常は公開されていない



県道から裏門 (庫裏) に通じる道

② 景観

➡概要と現状

本證寺境内の景観を特色づける現在の土地利用の骨格は、江戸時代の本證寺と寺内の姿を引き継いだものである。大きくは、内堀に囲まれた寺院境内景観と、外堀に囲まれていた寺内を継承する住宅地景観に分けられる。

(内堀に囲まれた寺院境内景観)

本證寺現境内を囲む内堀の大半は視認できることから、境内域を明瞭に捉えることができる。周辺からは大門の正面に建つ本堂はじめとする伽藍建造物を望むことができ、江戸時代以来の寺院境内を彷彿とさせる歴史的な景観となっている。また堀に咲くハスは本證寺の景観を特徴づける要素となっている。なお、昭和期まで本堂周囲をクロマツ林が取り巻き伽藍建造物と一体となった景観を形成していたが、松枯れによって枯死したため現在はみられない。

(外堀に囲まれたかつての寺内を引き継ぐ住宅地景観)

かつて寺内を囲んでいた外堀はほとんど埋没しているため、寺内の範囲を視認することはできない。「伽藍絵図」には本證寺の東側には縦横に通る道路によって区画された中に百姓家や角寺、代官・家老・侍屋敷などがみえる。現在、東側は住宅地となっており、唯一現存する角寺の善證寺が寺内の面影を伝えている。

(寺内の旧農地や樹林地景観)

寺内の西側の公有地は「伽藍絵図」には百姓家などの記載が無い空白地帯であり、積極的な土地利用はなされていなかったとみられている。公有化以前は、西側に連続する農地と一体化した田園景観となっていた。また、庫裏地区北側の土塁や堀遺構が残存する箇所は、周辺からは広葉樹やスギ・ヒノキ林などからなる樹林地景観として捉えられる。

- ・ 寺内の大半を占める外堀東側から南にかけての住宅地は、戦前の家屋がわずかに残る一方で、大半は現代的デザインの住宅への建て替えが進んでいる。
- ・ 近代以降の開発により、新たな道路の整備や拡幅などがなされ、現在の区画割や沿道の町並みの配置は変化している。東に残存する外堀(池)から北方向と西方向に延びる道は江戸時代以来の線形を残すもので、直線上に延びる道の沿道に住宅が連なる様や西側正面に本證寺の鼓楼が見えるなど、往時の面影を今に伝えている。
- ・ 道沿いの住宅の周囲には生垣やブロック塀、フェンスなどが見られるが、生垣が連なる箇所や、本證寺の塀に調和した和風の塀など沿道景観への配慮が見られる一方、周辺景観と調和しないブロック塀や道路沿いのガードレール、道路に沿って連続する電柱・電線類、スレート屋根・壁等の住宅内倉庫など、本證寺の歴史的景観に調和しないものや景観を阻害しているものがある。

➡課題

- ・ 住宅の建て替えにあたって史跡景観や寺内としての景観に調和するデザインの配慮が望まれるが、どのような点に配慮するかなど、史跡本證寺境内にふさわしい景観についての住民自らによるルールづくりが望まれる。
- ・ ガードレールは本證寺前の県道では、境内側は景観に配慮した色彩・デザインとしているが、他所は配慮されていない。道路や電線類など、公共施設における景観への配慮が必要である。

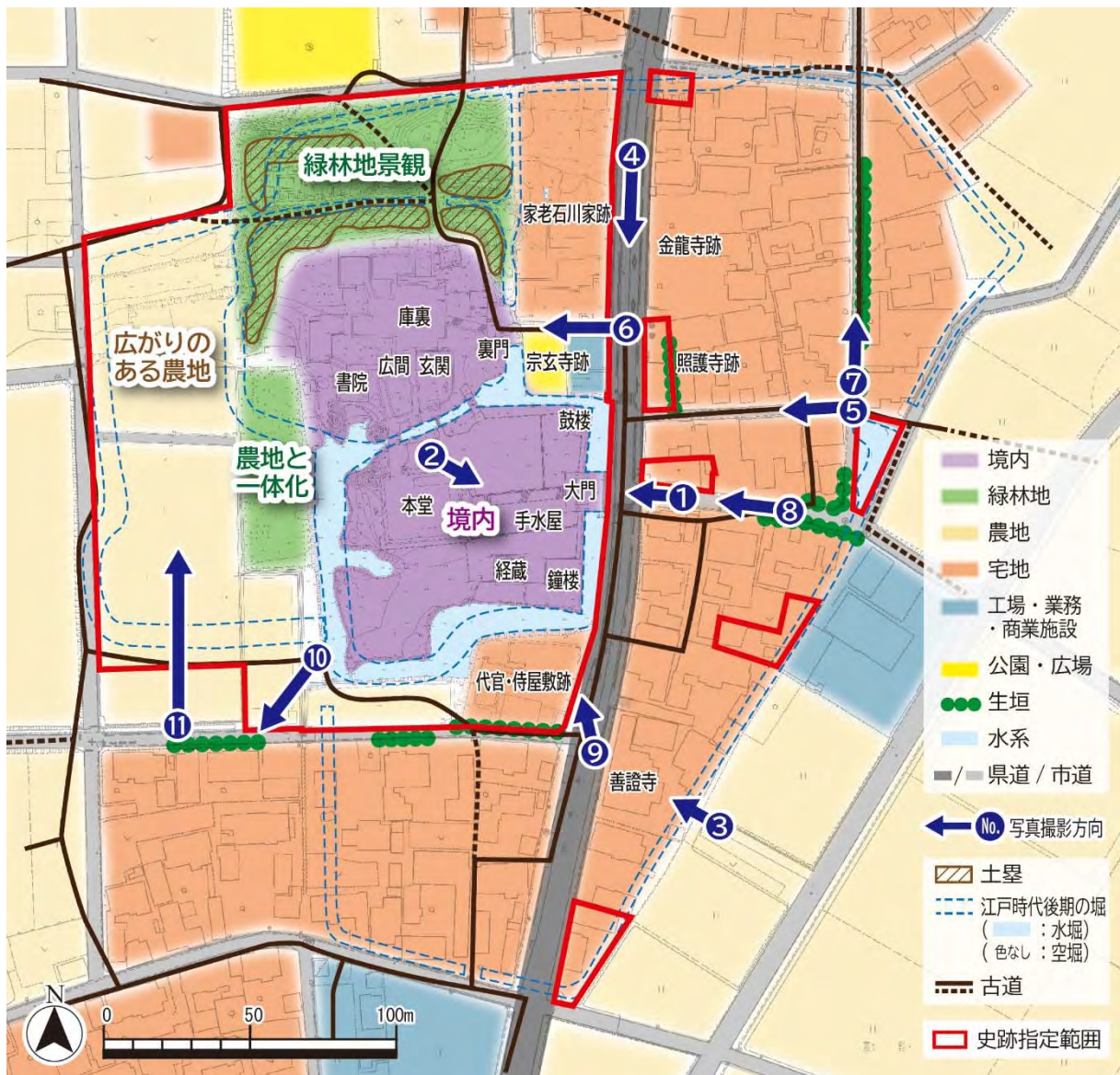


図4-18 景観構成図 (※図中のNo. ①～⑪は図下の写真と参照)



写真①歴史的文化的景観を呈する本證寺全景-前面の道路(県道)は、一部旧道を引き継ぐが拡幅されている
道路沿いに連続する電柱・電線類が歴史的景観を阻害している



写真②江戸時代の建物が現存する
境内景観



写真③現存する角寺(善證寺)
※建造物は近現代



写真④本證寺周囲のコンクリート塀



写真⑤ 鼓楼が正面に見える旧道



写真⑥ 裏門に続く旧道



写真⑦ 寺内北出入口に通じる旧道
片側には生垣が連なる



写真⑧ 本證寺大門に通じる新たに整備された道
現代的なデザインの住宅が並ぶ



写真⑨ 代官屋敷地には大正期の建物が建つ



写真⑩ 建物の周囲に生垣を配している

(外堀外側)



写真⑪ 外堀西側は周囲の農地と一体となった景観が展開する
(右は本證寺西の樹林、左は野寺八幡社の境内林)

(4) その他の本證寺境内を構成する諸要素

① 近代以降に再建した建造物、近代の建造物

<本證寺の再建建造物>

本證寺の建造物は江戸時代に建立され、その後も維持されていたが、明治24年(1891)の濃尾地震に続いて、昭和20年(1945)の三河地震によって本堂廊下や庫裏周辺の書院等建物が倒壊するなど大きな被害を受けた。これら建物はその後再建されたが、再建にあたって従前建物との変更の有無などの詳細は不明である。なお、近年の修理に際し古材が僅かしか残らない大門も本項に加えている。規模については「伽藍絵図」に記述がある。

庫裏周辺の 再建建造物

→概要・現状 (広間・玄関)

- ・昭和20年(1945)の三河地震で倒壊した後再建。玄関は昭和43年(1968)に南向きを東向きに変えて再建された。広間は昭和28年(2016)に再建された。経年劣化が見られる。

(書院)

- ・書院は、「雨漏り御殿」と呼ばれ、書院横のイブキとともに親鸞にまつわる伝説をもつ。昭和20年(1945)の三河地震で倒壊し、昭和26年(1951)に旧書院の天井板と欄間一部、西座敷の位置にあった部材を使って同位置・同規模で再建。南には庭園がある。経年劣化が見られる。
- ・書院の脇にあるイブキ(県天然記念物)は大径木化して書院の庇に一部接している。

(上・下廊下、門・塀)

- ・庫裏と本堂を結ぶ上・下廊下は「伽藍絵図」では下廊下のみ1本が描かれるが、現状では並行して上・下2本の廊下がある。庫裏や広間、書院間を結ぶ廊下や縁で雨戸や壁が無い部分は部材の腐朽等劣化が顕著に見られる。

本堂周辺の 再建建造物

→概要・現状 (大門)

- ・当初の門は宝永元年・元禄17年(1704)頃建立の本證寺表門としての威厳をもつ三間薬医門で、これに類似する形式の門は他に無く、貴重な遺構であった。昭和61年(1986)大修理で当初材は斗供・木鼻・蟻股などの部材がわずかに残るのみとなっている。

(大門両側の塀)

- ・本證寺の正門である大門前の土橋を挟んで南北内堀の石垣上にあり、かつては築地塀であった。昭和20年(1945)の三河地震で倒壊したという。南側は石垣修理にあわせて令和4年(2022)再建。北側の塀(RC造)は昭和40年代以前の築造である。

(水屋)

- ・前身の水屋は創建は不明であるが、昭和20年(1945)三河地震により倒壊した後昭和43年(1968)に再建されたもので、再建に際してコンクリート造に変更されている。

→課題

- ・再建建造物はいずれも再建後70年～50年ほど経過している。このうち木造で復興したものは経年劣化(玄関・広間・書院)や、風化・破損がみられるもの(廊下・縁側)があり、計画的修理を検討する時期にきている。修理に際しては原形調査等により江戸時代の復元及び修理法を検討する必要がある。
- ・書院はイブキの成長により、樹木と建物が互いに悪影響を受ける可能性が高いため、接触対策や書院修理時の取扱い等将来的には何らかの対応が必要である。

<寺内の近代建築の民家>

本證寺の南に築100年を越える民家が現存している。「伽藍絵図」では代官神谷家と侍水野家の敷地にあたる地に建つ。

➡概要・現状

- ・土地は保存整備のため令和4年度(2022)に公有化した。
- ・主屋は約100年前の大正9年(1920)築で、木造切妻平屋建一部二階、建築面積165㎡である。基本的には市域の典型的な農家住宅の間取りだが、平均的なものより部屋数も多く、規模も大きい。周辺の住宅の建替えが進む中で、現存する遺構として貴重であり国登録文化財候補物件である。
- ・地下には代官・侍屋敷跡等の遺構が想定される地である。
- ・寺内の宅地としての土地利用を引き継ぐ中で、近代における地域の伝統的な住宅の典型を示すものといえる。

➡課題

- ・代官・侍屋敷地といった寺内における重要な屋敷の跡地であるが、文化財的価値がある民家を有効に活用する必要がある。また該当地で遺構の解明のための調査も検討する必要がある。



◆玄関
方向を変えて再建されている



◆広間



◆書院



◆庫裏と本堂をつなぐ二本の
上(右)・下(左)廊下



◆玄関前の廊下



◆門・堀



◆水屋(コンクリート造)



本堂東側の堀
RC造で再建されている



本堂南側の民家―築約100年の建物
代官・侍屋敷関連遺構埋蔵想定地

◆：近代以降再建建造物：再建前の構造は不明だが、規模は「伽藍絵図」に記述がある

② 文化財保存活用施設・防災等管理施設・公開活用施設等

<文化財保存管理施設>

➡現状

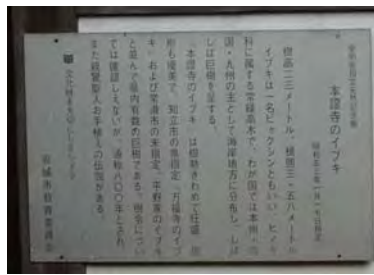
- ・本堂地地区に史跡説明板(ICT対応)と県史跡当時の石標識が、庫裏地区に県指定天然記念物イブキの説明板がある。その他の文化財説明施設は未整備である。
- ・庫裏地区に法宝物類を収蔵していた宝物収蔵庫があるが、現在は安城市歴史博物館に寄託しているため使われていない。

➡課題

- ・史跡標識をはじめとして指定建造物の説明板や現存土塁等の説明板も無く、イブキの説明板は通常公開されていない庫裏地区にあるなど、史跡の本質的価値の説明・周知は十分ではない。
- ・現在使われていない収蔵庫の取り扱いを検討する必要がある。



史跡説明板
左の石標は昭和 30 年代か



イブキの説明板
非公開区域にある



宝物収蔵庫
現在は利用されていない

<防災施設>

史跡本證寺境内における防災施設は、木造の歴史的建造物の防災、およびこれら歴史的建造物が所在する本證寺現境内の防災設備等の状況を見る。

➡現状

(文化財所有者等管理者)

- ・火災の際の初期消火設備として、法令に基づき本堂と庫裏に消火器と非常警報設備を設置している。また延焼防止のため渡り廊下には防火扉を設置している。
- ・本堂は平成 9 年(1997)の修理に際して、耐震補強と避雷設備を設置したが、設備関連は大規模地震に対応した感震ブレーカー等は未整備である。
- ・この他は特に防災関連用具や設備は整備されておらず、防犯灯など夜間照明も無い。
- ・大門からは大型車両は通行できないため、火災発生時には三ツ川消防団が所有する小型消防ポンプ車しか境内に進入できない状況である。

(行政)

- ・安城市が設置した消防水利施設は、本證寺現境内の東側県道沿いに屋外消火栓（ホース格納箱はない）及び防火水槽(60 t)がある。「消防水利の基準」にある防火水槽の容量 40 t 以上は、一般の木造住宅の 1 軒の消火に要する水量であり、住宅としての一応の基準を満たしている。ただし、本證寺のように指定文化財や史跡を構成する歴史的建造物で、かつ本堂・庫裏のような大規模木造建造物が集中している施設の火災の対応としては「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」に照らすと十分な水量とはいえない。例えば、地震等による同時多発火災の場合はさらに多くの水量が必要となる。また水道施設に依存した屋外消火栓等は、地震の揺れに伴う停電や上水道施設の破損により上水道が機能を停止した場合は、消防水利と

して利用できない可能性が高いため、防火水槽等の無圧水利からの供給が必要となる。阪神淡路大震災では1㎡あたり、平均0.51㎡(t)の水を要したとの報告(東京消防庁『消防巨大水利に関する調査研究報告』1996)がある。これを本證寺の歴史的建造物(指定建造物および庫裏)の延床面積(合計約870㎡)で計算すると、約870㎡×0.5㎡=435㎡(t)となる。(この他にも現在の本證寺境内には昭和期再建建物等がある)このように、同時火災が発生した際には、木造建造物が密集する本證寺だけでも多くの水量を必要とする。

- ・なお、本堂地区の内堀の水を消防水利として指定を受けることも想定されるが、取水部分の水深が0.5m以上という条件(「消防水利の基準」)には現時点では適合しない。
- ・市の文化財担当課による主導で、文化財建造物を対象にして安城市文化財防火訓練を持ち回りで行っている(近年は新型コロナ対応で中止)。本證寺では平成16年、平成21年、平成26年と約5年ごとに開催している。防火訓練では消防署、桜井消防団が参加し、桜井消防団所有の小型ポンプを使つての放水実演、自治会等メンバーによる消火器放水体験等を行っている。

(防災組織等)

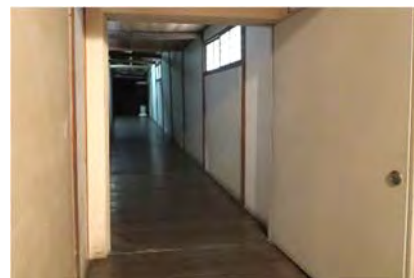
- ・町内会の防災組織(三ツ川自主防災会)や地域の消防団(三ツ川消防団)はあるが、構成員には会社員なども多く、迅速かつ十分な対応ができる体制とはなっていない。
- ・防火水槽や屋外消火器を利用した住民等による初期消火は現在は想定されていない。
- ・本證寺現境内の道路を挟んで東に野寺公民館脇にある防災倉庫に、三ツ川自主防災会が消防署より払い下げを受けた消防ポンプが収納されているが、地域住民による使用法の訓練等は実施していないため使用方法の周知には至っていない。このほか街頭消火器が数箇所設置されている。(P63【図3-23】参照)

→課題

- ・文化財を所有・管理者の防災のための備え(初期消火にかかわる設備、防犯灯やセンサー等防犯設備)は十分とはいえないため、建造物の規模や集積状況等に応じた必要かつ十分な防災設備を充足させていく必要がある。
- ・消防にかかわる水利施設の充実など、本證寺や消防署等関連組織と協力連携して施設の整備を進める必要がある。また、水利施設を活用した地域住民が行う初期消火のための必要な防災用具(街頭消火器、スタンドパイプ等)の充足や消防ポンプの使用法の周知等に向けても取り組む必要がある。
- ・防災施設の整備にあたっては、史跡の本質的価値を構成する歴史的建造物も対象となる「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」に対応した施設を配備する必要がある。
- ・指針に沿って大型消防車が接近しなくとも消火活動が行える対策が必要である。
- ・本證寺境内全体の防犯予防のためにも適切な防犯灯等適切な夜間照明の配置を検討する必要がある。



防災訓練(市主催)では大門から進入可能な小型消防ポンプによる放水が行われる



本證寺渡り廊下にある防火壁



庫裏地区の廊下に
設置された消火器



県道脇市有地に設置された
防火水槽



公民館横にある
屋外消火栓



池の南にあるホース格納箱
(近くに屋外消火栓がある)

<公開・活用施設、便益施設>

➡現状

- ・公開活用施設としては、安城市内の史跡・文化財を巡るコースの各所に設置された「歴史の散歩道」のうち「三河一向一揆の舞台」と題した案内板(内容は「本證寺のハス」「江戸時代の本證寺と寺内」)が本證寺現境内の東側県道沿いの市有地に設置されている。
- ・本證寺本堂前は地域住民等による様々な行事に利用されており、利便性の上から舗装がなされているが、コンクリート舗装やステンレス製の雨水溝蓋は境内景観にそぐわないものとなっている。また、劣化により亀裂等が見られ、雨水等の浸透による空洞化も懸念されている。大門から本堂に向かって石敷の参道があるが、石が動いて不安定な箇所がある
- ・本證寺による一般来訪者用トイレが本堂地区にあり、1990年代に設けられた。室内側(渡り廊下)及び屋外の両方から使用できるようになっているが、男女共用である(洋式大便器×1、和式大便器×2、小便器×2、道具入れ・手洗い)。この他庫裏地区の渡り廊下部分にも同年代の庫裏等利用者のためのトイレが設置されている(室内側からのみ使用：和式大便器×2、小便器×2、手洗い)。
- ・本證寺現境内で駐車場として整備された箇所はなく、本堂前に駐車している。大規模イベントの際には南桜井駅近くの企業の駐車場を借用している。また、バス等大型車は大門を通れないため、本證寺現境内の前の県道に駐停車したり、近隣のコンビニエンスストアの駐車場を利用などしている。なお、令和4年12月からは境内に隣接する公有地(計画地内)を臨時駐車場として利用するとともに、仮設トイレも設置している。

➡課題

- ・本堂前は多くの人々が利用する場となっており、地盤の保全のためには今後とも何らかの舗装(雨水排水施設含む)は必要であるため、破損等に伴う更新に際しては境内景観に調和した素材や色彩による整備を検討する必要がある。
- ・トイレは男女の区別が無いためプライバシーや防犯上でも問題があり、バリアフリー対応のトイレも無く、個数も十分とはいえないため、これらに対応したトイレの適切配置が必要である。
- ・来訪者専用の駐車場は未整備のため、史跡隣接地に車椅子用駐車スペースや、大型バスが駐車可能な駐車場の整備が必要である。



歴史の散歩道の案内板



本堂地区のトイレ(左：外観・右：内観)

③ その他の建造物、工作物、構造物

→現状

(本證寺現境内)

- ・本證寺境内北側の土塁等現存遺構付近には住職家の居宅等生活関連施設や墓地などがあり、簡易柵等で立ち入り規制をしている。敷地境界にはフェンス等の柵が設置されている。墓地の排水管が内堀方向にのびている。
- ・これら施設は宗教活動上、生活上の上必要な施設であることから、施設の状況に応じて改修等がなされると想定される。

(寺内)

- ・寺内には道路や宅地があり、これらに関連する建造物や工作物、構造物がある。
- ・公共・公益施設では、道路及び道路付属物(標識、ガードレール、街灯、横断歩道、歩道、植栽帯)、電柱・電線類、住宅関連施設(住宅、住宅関連倉庫、塀・生垣等囲繞施設等)、工場・倉庫、畑などがある。
- ・これら施設は公共・公益上、生活上の上必要な施設であることから、施設の状況に応じて改修等がなされると想定される。

→課題

- ・本證寺現境内及び寺内における、宗教上、生活上必要な施設については、更新にあたって史跡及び同等の価値をもつ寺内一体の景観に調和した修景上の配慮が求められる。
- ・庫裏地区には住職家の生活空間も含まれることから、公開にあたってはプライバシーに配慮するための施設の検討が必要である。
- ・道路及び関連施設や電柱・電線類は公共・公益上必要な施設であるが、寺内域の明示や地域の良い景観形成のために、関係機関等への協力・配慮を求める必要がある。



道路及び付属物・電柱・電線、横断歩道



史跡内にある唯一の道路街灯



内堀に張り出した県道の歩道
下部は道路拡幅に伴う石積



寺内の住宅関連施設



本證寺北側の道路沿いのフェンス



住宅のコンクリート塀

(5) 発掘調査の課題

これまで、21 次にわたる発掘調査が実施されているが、史跡の全容は解明できていない。史跡の本質的価値を高め、理解するために今後も継続して調査が必要である。ここに、今後の発掘調査における課題を挙げる。

① 堀

伽藍絵図等から内堀・外堀の位置を推定復元し、それに沿って調査を実施してきた。しかし、発掘調査を進めるうち、特に戦国期の堀は復元案とは異なる場合があることが明らかとなってきたが、現状では全てを把握するには至らない。史跡の本質的価値である戦国期の堀と江戸時代の堀の正確な位置や規模を明らかにする必要がある。

- ・ 位置、時期、規模、形状、埋没状況を継続して調査していく必要がある。
- ・ 発掘調査の進展により、戦国期と江戸時代の外堀が、その形状だけでなく位置も異なる場合があることが明らかになってきた。特に寺内町を囲む北側、東側、南側の外堀について、その位置とともに時期と形状を確かめる必要がある。
- ・ 戦国期の内堀は、一部が発掘調査で確認されたが、未解明な部分が多い。
- ・ 整備の視点では、内堀の浚渫を実施するための予備調査として、ヘドロやごみの堆積状況を確認しておく必要がある。
- ・ 内堀の石垣については、修理のための内部構造の調査だけでなく、江戸時代の堀岸の位置や形状を復元する視点での調査が求められる。
- ・ 内堀の護岸等を実施するため、本来の岸の位置や堀の形状を確認しておく必要がある。
- ・ 龍宮池と書院前庭園の内堀については、本来の形状に復元する視点での調査が求められる。

② 土塁

庫裏北側の堀に沿って土塁が残存していることから、本史跡では、戦国期から堀に土塁が付随すると想定してきた。しかし、これまでの発掘調査で特に戦国期の土塁の痕跡は確認できておらず、現存土塁の築造時期も不明である（内土塁には江戸時代後期の痕跡あり）。史跡の本質的価値であるため、戦国期以来、土塁が存在したのかを調査しなければならない。

- ・ 位置、時期、規模、形状、残存状況を継続して調査していく必要がある。
- ・ 現存する土塁については、調査事例が少ないため、その築造時期については未解明な部分が多い。特に、遺物の堆積によって時期を特定できないため、断ち割りも含めた調査を検討する必要がある。

③ 境内

伽藍絵図に描かれた建造物の位置および遺構残存状況を確認する必要がある。また、戦国期以前の伽藍配置が全く不明である。また内堀を利用し作庭された庭園は未調査のため、作庭時期や範囲、作庭状況が不明確である。それらを調査し、中世・近世における本證寺の姿を明らかにすることで、史跡の本質的価値を高める。

- ・ 江戸時代以前の遺構の確認が求められる。
- ・ 江戸時代の「伽藍絵図」に描かれ、現在失われている建造物（茶所、太子堂、諸化寮、土蔵、学問所など）の位置及び規模、時期について確認する必要がある。

- ・昭和20年(1945)以降に再建された建造物の下に残存するであろう遺構について、改修などの機会を見計らいながら調査を実施する。
- ・戦国期の寺院建造物の位置の解明が求められる。
- ・本堂前はコンクリート舗装に覆われているため、再整備の際に整地層や遺構残存状況を確認しておく必要がある。
- ・庭園については、復元、復旧を念頭に、その作庭時期や形状等を確認する必要がある。

④ 寺内

宅地になっている東側は、調査数が少なく「寺内」に暮らす人々の様子がほとんど分かっていない。戦国期以前の「寺内」および伽藍絵図に描かれた百姓家や屋敷等の遺構残存状況を確認し、史跡の本質的価値を高める。

- ・江戸時代の寺内と戦国期の寺内町の2つの視点で解明していく必要がある。
- ・「伽藍絵図」に見られる、家老屋敷、代官・侍屋敷、4つの寺中(角寺：金龍寺、宗玄寺、照護寺、善證寺)について、その成立時期や規模、状況などについて確認する必要がある。
- ・「伽藍絵図」に見られる「百姓家」や道の遺構残存状況を確認する必要がある。

⑤ その他

- ・「伊奈忠次絵図証文」に記された本證寺領の南北の境界にあった、木戸と築地(塀)等遺構の確認が求められる。
- ・大藪畔遺跡のように、堀で囲んだ寺内町が成立する以前の本證寺周辺の状況の確認が求められる。

第2節 史跡の公開活用状況等

(1) 本證寺境内における公開活用等

本證寺境内で当面公開活用が可能な地は、史跡指定地のうち本證寺の現境内(寺院所有地等)と、境内西側の保存活用のために公有化した土地と、史跡外の隣接公有地やその他点在する民有地等からなる。公有地部分は未整備のため、史跡の活用の舞台は現在のところ主に本證寺の現境内である。

<本證寺現境内及び建造物の公開状況>

➡現状

- ・境内のうち本堂地区の屋外部分と本堂(夜間以外)は自由に参拝・見学出来る。本堂地区にある鼓楼・経蔵の内部は通常は非公開である。これら歴史的建造物の説明板等はない。
- ・庫裏地区にある庫裏や書院等の建物内部は通常は非公開であるが、行事等の際に公開・部屋の利用などを行っている(【表4-4】本證寺におけるイベント・活動等 参照)。
- ・庫裏地区の北側に残存する堀や土塁は通常は公開しておらず、イベント等に伴う公開やボランティアガイドによる案内がある場合などは見学が可能である。

➡課題

- ・庫裏地区や北側の堀や土塁などがある地区には、歴史的建造物の庫裏や県天然記念物のイブキ、堀・土塁といった史跡の本質的価値を構成する要素があるが通常は公開されていないことから、

公開方法・範囲を本證寺と協議の上検討する必要がある。その場合、見学動線を設定し、プライベート空間と明瞭に分離する必要がある。

<市民による管理等組織、市民主催・参加の行事等>

- ・本證寺では宗教関連行事以外にも、平成29年(2017)から始まった「本證寺フェスティバル」など、地域住民の交流拠点となるような様々な行事が行われている。本證寺フェスティバルは1,600人(令和4年)の来訪者があるイベントで、専門家による本證寺の歴史や文化財をテーマにした講演会や、地元の伝統行事(桜井風、棒の手)関連の展示や各種パフォーマンスなどもある。
- ・安城市では、本證寺のハスの再生に取り組むため、平成21年度(2009)にハス再生プロジェクト事業(本證寺の歴史や文化、動植物等に関する学習講座、ハス植え替え体験等)を立ち上げ市民の参画公募を行った。平成22年度には、ハス再生プロジェクトを契機に、住民主体の「本證寺ハスの会」が発足し、ハスの再生・育成管理はもとより、堀や境内の環境改善(外来生物の駆除・捕獲、堀清掃等)や、イベントの主催や関連イベント(三ツ川ふれあいまつり、安祥文化のさとまつり)への参加等により「本證寺のハス」の周知活動に取り組んでいる。令和4年度(2022)には愛知県の環境保全関係功労者として表彰されるなど、会の環境保全活動は広く知られている。
- ・平成30年(2018)には安城市主催で、市民参加によるワークショップ「未来寺子屋」を開始した。ワークショップは本證寺境内の保存活用にあわせて、「①全市的参加の促進」「②ボランティアの裾野拡大」「③イベントへの運営協力」を目指して始めたもので、これまで本證寺境内や公有化した隣接地(未整備地)を利用して様々な活動を行っている。令和3年度(2021)からは事務局は従前通り市教育委員会に置きながら、より市民主体の活動を継続している。現在は未来寺子屋から派生したグループによってマルシェ(きょうえんいち)の開催や公有化された旧農地を活用した花や野菜の育成などを行うほか、インスタグラムでイベントや活動内容の紹介等様々な情報発信を行っている。
- ・秋には民間団体により本證寺周辺の農道をリレーマラソンする「お寺RUN」が開催されている。
- ・安城市にはボランティア団体「安城ふるさとガイドの会」があり、本證寺等モデルコースや希望箇所に応じたガイドを行っている他、本證寺の歴史探訪イベント等の際はガイドを担ったり、ガイドの会主催の「史跡めぐり日曜まち歩き」(年間5回)で本證寺境内を説明している。

➡課題

- ・ハスの会からは、組織を維持・運営する上での人材の確保、栽培する上での堀の環境改善(水量管理やヘドロ対策等の堀の水管理等)が取組課題としてあがっている。
- ・本堂前は様々な行催事に利用されており、利用上の安全性・快適性・利便性の点からも修理等によって現在の舗装状態を維持する必要がある。
- ・「未来寺子屋」は、史跡本證寺境内の整備にあわせた、公開・活用や管理・運営への参画が期待されている。また、整備事業との連携を検討する必要がある。
- ・現在公開されている本證寺現境内だけでも年間を通じて活発な公開活用が行われているが、多数の来訪者に対応したトイレや休憩施設、管理スペース、駐車場、給電・給水設備が不十分な状況である。
- ・地域の文化遺産の伝承等にかかわる組織(桜井風保存会等)との協働行事といった連携策も検討する必要がある。



市民参加のハスの間引き



ハスの植え付け



堀の清掃

ハスの会の活動写真



きょうえんいち・
本證寺ハスの会によるハス鉢販売



三河一向一揆チャンバラ大会



本證寺太鼓フェスティバル



歴史講演会

史跡ふるさとガイドの会 史跡めぐりコース案内パンフレット

表 4-4 本證寺におけるイベント・活動等

名称	開催期間														内容・主催・場所	参加者
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	随時			
きょうえんいち (冬・夏・秋)														物品・飲食物販売の門前市 (主催：未来寺子屋きょうえんいち実行委員会)	約 1,200 人	
流祖忌茶会														宗偏流流祖 山田宗偏が本證寺末寺の浅草願龍寺に葬られたことを由来する茶会 (主催：宗偏流三河支部) *	約 500 人	
ハスの間引き														過密状態になると花が減少するため、内堀のハスを間引きする。レンコンは参加者が持ち帰る (主催：安城市教育委員会・本證寺ハスの会)	約 50 人	
ハスのオーナー制度														ハス鉢を 3 鉢配布し、最もよく育った 1 鉢を贈呈、残り 2 鉢を出荷・販売する (主催：本證寺ハスの会)	約 30 人	
本證寺フェスティバル					上旬									コンサート、パフォーマンス、作品展示、物品・飲食物販売、歴史講演会等、前夜祭にはプロジェクトマップ (主催：本證寺フェスティバル実行委員会)	約 1,600 人 (令和 4 年)	
国際交流音楽祭 in 本證寺														各国の伝統音楽を披露するコンサート (主催：国際交流音楽祭実行委員会)	約 60 人	
三ツ川ふれあいまつり														コンサート、パフォーマンス、作品展示、飲食物販売などの地域自治会主催のイベント (主催：三ツ川町内会)	約 600～700 人	
蓮見茶会														ハスの花を愛でながらの茶会 (主催：宗偏流三河支部)	約 300～400 人	
夏のラジオ体操														野寺町の小学生を対象にした夏のラジオ体操終了後に住職の法話がある (主催：野寺町子供会)	約 30～40 人	
青年団盆踊りの集い														境内での盆踊り (主催：安城市青年団協議会)	約 300 人	
お寺 RUN (本證寺リレーマラソン大会)														本證寺西側の農道をリレーマラソン形式で走る秋のきょうえんいちと同日開催 (ケンサチ RUN 実行委員会)	約 300～400 人	
外来生物駆除作業					5月～10月 第 1 週末								本證寺内堀の外来生物駆除やハスの育成活動 5～10 月に実施 (主催：本證寺ハスの会)	約 10 人		
未来寺子屋	毎月第 3 土曜日													本證寺を舞台にした様々な活動のワークショップ(主催：安城市教育委員会)	約 15～20 人	
本證寺ガイド													●	本證寺の歴史についての観光ガイド (主催：安城ふるさとガイドボランティア)	—	
コスオールライブ													●	戦国武将など日本の歴史的衣装によるコスプレ大会(主催：みらい和)	約 100 人程度	
みんなで遊ぼう！水鉄砲													●	子どもによる水鉄砲合戦 (主催：みらい和)	約 70～80 人	
本證寺境内発掘調査 現地説明会													●	発掘調査成果についての現地説明会 (主催：安城市教育委員会) 18 次➡平成 30 年：火縄銃の弾丸出土 19 次➡令和 4 年：きょうえんいちと同日開催	155 人(18 次) 180 人(19 次)	
Instagram「家康と戦った寺 本證寺」													●	Instagramによる各種イベントや本證寺の歴史についての紹介 (主催：未来寺子屋ミラテラ広報部)	フォロワー 3,600 人 (令和 4 年 9 月)	
コスモス・シロツメクサ栽培														市が買収した旧農地でコスモスやシロツメクサを栽培 (主催：未来寺子屋里山センチュリー)	近くの幼稚園が見学	
無農薬での大豆栽培と味噌作り														市が買収した旧農地で、無農薬による大豆栽培と味噌作り (主催：未来寺子屋一杯の味噌汁プロジェクト in 本證寺)		
本證寺勉強会	年 4 回程度													野寺町住民が主に本證寺の歴史を学ぶとともに、様々な話題について協議する (主催：安城市教育委員会)	約 20 人程度	
本證寺太鼓フェスティバル														国民文化祭・いち 2016 の一環として開催 (主催：本證寺太鼓フェスティバル実行委員会) 2016.11.20	約 1,000 人 (2 日間)	
三河一向一揆チャンバラ大会														子どもによる両軍に分かれたチャンバラ(体に付けた風船を落とされたら負け)大会 (主催：安城青年会議所) 2019.2.24	約 300 人程度	

(2) 安城市における史跡の公開活用

<人材育成及び活動支援>

➡現状

- ・史跡本證寺境内関連では、第4章_第2節_(1)本證寺境内における公開活用等で言及しているように、「ハス再生プロジェクト」(平成21年度[2009])、ワークショップ「未来寺子屋」(平成30年[2018])開始を通じて、史跡の保存管理や公開活用に市民が積極的に参加するきっかけづくりを行ってきた。またこれらの活動から「ミラテラ広報部」、「一杯のみそ汁プロジェクトwith本證寺」、「里山センチュリー」、「きょうえんいち実行委員会」が生まれている。



ボランティアガイドの養成

- ・また令和4年(2022)には市民による歴史解説を行うために観光ガイド養成講座を開催している。

➡課題

- ・市民による活動組織の結成の契機となる講座等を今後とも行っていく必要があるが、さらに史跡の管理や運営に携わるリーダー等の人材育成に向けても取り組む必要がある。
- ・当初からの活動メンバー数も多くはない上に、新規の加入者が慢性的に少ない。

<公開活用関連情報の提供・発信>

➡現状

(ホームページでの情報発信、ナビゲーションアプリ、パンフレット等作成配布・配信)

- ・安城市のホームページでは、安城市埋蔵文化財センターのサイトを中心にこれまで本證寺関連の様々な情報を提供・発信している。本證寺の文化財の紹介、発掘調査の概要報告を行うほか、「安城歴史の散歩道」のコースの中にある「三河一向一揆の舞台本證寺を歩く」コースは、パンフレットを歴史博物館等で無料配布するとともに、ホームページから閲覧・プリントできるようになっている。
- ・観光関連では、安城市の名所や見所を巡るためのナビゲーションアプリ「安城ARナビ」では、本證寺へのアクセス、周辺施設を巡るコースの案内等を行っている。
- ・市民活動の支援の一環として、本證寺ハスの会、未来寺子屋の活動内容の情報発信を行っている。本證寺ハスの会の活動については、市のホームページの安城市埋蔵文化財センターのサイト内で「本證寺ハス再生プロジェクト」のページを設け、本證寺ハスの会が編集・発行する「ハスの会たより」を掲載している。また未来寺子屋の活動状況や未来寺子屋主催のイベントについてもホームページとともにミラテラ広報部のInstagramで紹介している。

(歴史博物館・埋蔵文化財センターでの展示解説、発掘調査現地説明会)

- ・本證寺所蔵の指定文化財等動産類は安城市に寄託されているが、歴史博物館ではそれらの常設展示等は行っておらず、随時、展示替えをしながら一部公開している。
- ・現在継続して実施している本證寺境内の発掘調査の成果を、現地説明会とあわせて埋蔵文化財センターで展示解説し、パンフレットを配布している。
- ・また発掘調査の現地説明会は、「きょうえんいち」の開催と合わせて行った時は、参加者も多く、相乗効果がみられる。

<学校教育における公開活用>

- ・小学校6年生を対象にした社会科副読本では、本證寺が見開き2ページにわたり取り上げられている。
- ・小学校6年生、中学校2年生を対象として毎年行っている「安城市歴史博物館の見学学習」では貸切バスを利用しているが、博物館見学の後、本證寺へ立ち寄る学校もある。ただし、バスの駐車場が無いことが見学コースから除外される要因になることが多い。

➡課題

- ・教科書でのみ学ぶのではなく、実際に見学できるような受入体制(大型バス駐車場、見学コース、教員への事前研修や説明ボランティア)を整える必要がある。
- ・史跡本證寺境内の価値の一部でもある法宝物は現地に無いため、史跡を構成する一連の価値を現地で包括的に享受することができない。一体的活用のための方策や現地での文化財の案内や解説方法を検討する必要がある(再掲)。
- ・さらにSNSの効果的な活用や様々な方法による情報発信やツールの連携などを検討する必要がある。
- ・学校教育における公開活用では積極的な利用のための必要条件の整備を検討していく必要がある。



歴史の散歩道



安城市内小学校6年生の副読本で取り上げられている本證寺